

「公的統計市場に関する年次レポート 2014」

一産官学協働による公的統計調査の品質保証を！！一

報告書

2015 年 5 月

 一般社団法人 **日本マーケティングリサーチ協会**
公的統計基盤整備委員会

はじめに

2008 年 4 月に発足した本委員会の活動も、2014 年度では 7 年目となる。新しい公的統計の基本計画が 2014 年 3 月に閣議決定されたが、その中では「統計リソースの確保及び有効活用『民間事業者の活用』では、「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である」と謳われている。このことを念頭に、本年度も前年度に引き続き「市場動向分析小委員会」、「ガイドライン推進小委員会」、「資格制度検討小委員会」の 3 つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

「市場動向分析小委員会」では、このことを念頭に公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することを目的として活動を行った。また、昨年度に引き続き、本協会の「ISO20252 認証協議会」との連携を意識し ISO20252 の認知・取得状況について調査を実施した。「ガイドライン推進小委員会」では総務省「各府省統計主管課長等会議申し合せ」の平成 24 年 4 月 6 日付「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、実際の仕様書がどのようになっているか、会計法案件を中心に、特徴的で今後の参考になると思われる案件、新規参入につながりそうな案件等を取り上げて分析を行った。本委員会は、統計検定センターが行う統計調査士、専門統計調査士試験に制度発足当初から委員を派遣し制度確立に協力してきた。しかし、年々試験の質が変化し、試験内容の難易度も上がっていることから「資格制度検討小委員会」では試験に向けた対策が必要と考え、会員社の社員を主な対象として統計検定講座を開設した。

本年度も府省等の要請に基づく府省の各委員会での意見陳述や府省との意見交換を行った。このことは、本委員会の活動が公的統計に関係する諸機関に認知・評価された結果といえよう。このような認知・評価を得られたことは、各府省関係者・学識者等のご理解と御指導・ご協力の賜物であり、ここに関係各位に深甚なる感謝の意を表したい。調査環境の変化等から本委員会に要求される活動事項は、ますます増加し複雑化するものと予測される。来年度も委員会活動に一層励み、鋭意努力することを表明する。関係各位には来年度も一層のご指導・ご協力を賜るようお願い申し上げます。

なお、本委員会代表幹事として委員会活動牽引してきた堀口良成氏が本年 4 月をもって退任された。堀口氏には委員会のさまざまな活動を支えていただいた。また、本委員会活動に多大な尽力をいただいた幹事の里吉秀之氏、委員の窪田美希氏、田中雅之氏、JMRA 事務局員並びに委員としてご協力いただいた阿部三郎氏も退任となる。ここに堀口氏、里吉氏、窪田氏、田中氏、阿部氏に対して委員会としての謝意を記すこととする。

2015 年 6 月

公的統計基盤整備委員会
委員長 中山 厚穂

目 次

(頁)

第一部 2014 年度の「まとめ」

第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯.....	3
1.2 委員会設立の目的.....	3
1.3 委員会の構成.....	3
1.3.1 参加企業及び委員	3
1.3.2 組織体制	4
第 2 章 公的統計基盤整備委員会の活動	6
2.1 年間活動の概要	6
2.2 関係各府省への表敬訪問	6
2.3 委員会の開催.....	6
2.4 全体会議における講演会・意見交換会.....	7
2.5 小委員会活動.....	7
2.5.1 市場動向分析小委員会	7
2.5.2 ガイドライン推進小委員会	8
2.5.3 資格制度検討小委員会	8
2.6 各府省、関係機関とのコンタクト.....	8
2.6.1 総務省政策統括官（統計基準担当）	8
2.6.2 内閣府公共サービス改革推進室.....	9
2.6.3 関係委員会の傍聴	9
2.6.4 農林水産省.....	10
2.6.5 厚生労働省.....	10
2.6.6 経済産業省.....	11
2.7 関係機関、団体等の動向	11
2.7.1 一般社団法人 日本品質管理学会	11
2.7.2 一般社団法人 日本統計学会	12
2.7.3 一般社団法人 社会調査協会	13
2.7.4 公益財団法人 統計情報研究開発センター（シンフォニカ）	14
2.7.5 ISO20252 認証協議会.....	16
2.7.6 公益財団法人 日本世論調査協会	16
第 3 章 中央府省の公的統計調査を含む民間委託の状況	17
3.1 2014 年度公的統計調査の民間委託の状況	17
3.1.1 調査手順	17
3.1.2 委託の規模.....	18
3.1.3 委託先別の状況.....	19
3.1.4 府省別の状況	20
3.1.5 契約金額の価格帯別状況	21

3.1.6	調査手法別の状況	21
3.1.7	調査周期別の状況	23
3.1.8	契約の根拠法別の状況	23
3.1.9	公共サービス改革法別に基づく民間委託の状況	24
3.1.10	複数年契約の状況	25
3.2	「その他調査」の受託実績	26
3.3	まとめ（公的統計調査と「その他調査」）	27
第4章	民間事業者のインフラ等の状況	27
4.1	調査の改訂	27
4.2	ISO20252に関する状況（会員社の取り組みについて）	28
4.3	会員社の手法別状況	28
4.4	会員社の研修の状況	29
4.5	会員社における社員等の資格	29
4.6	会員社の資格と受託実績	30
第5章	2014年度総括と今後の展望	31
5.1	公的統計調査の民間委託概観	31
5.1.1	民間委託の状況	31
5.1.2	民間事業者の状況	32
5.1.3	仕様書及び入札制度について	33
5.2	新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関して	33
5.3	民間事業者の公的統計調査への対応	34

第二部 各小委員会の活動報告

A.「市場動向分析小委員会」報告

第1章	「市場動向分析」小委員会の活動	41
1.1	目的	41
1.2	検討課題	41
1.3	検討方法	41
1.4	運営体制	41
第2章	検討結果の要約	42
2.1	公的統計の民間開放の状況	42
2.2	JMRA 会員社の公的統計への対応状況	43
	（「調査インフラ等に関する実態調査」より）	
第3章	公的統計の民間開放の状況	44
3.1	2014年度公的統計の民間開放の状況	44
3.2	2014年度の JMRA 会員社における「その他調査」の受託実績	51
第4章	「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要	53
4.1	調査概要	53
4.2	調査結果のまとめ	53

B.「ガイドライン推進小委員会」報告

第1章 「ガイドライン推進小委員会」と2014年度テーマについて	59
1.1 対象案件	59
1.2 検討課題	59
1.3 運営体制	59
第2章 検討結果の要約	60
2.1 仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況	60
第3章 検討案件のガイドライン及びチェックリスト反映状況	62
3.1 平成26年工業統計調査（経済産業省）のケース	62
3.2 景気ウオッチャー調査（内閣府）のケース	66
3.3 平成23年度・平成26年度生活衛生関係営業経営実態調査（厚生労働省）の ケース	70
3.4 2015年6月11日全国視聴率調査（日本放送協会）のケース	76
別表	79

C.「資格制度検討小委員会」報告

第1章 「資格制度検討小委員会」の活動	85
1.1 目的	85
1.2 活動目標	85
1.3 実際の活動	85
1.4 運営体制	85
第2章 活動成果	86
2.1 「専門統計調査士」資格内容および試験制度全般の検討	86
2.2 統計検定に対応するJMRA主催の受験対策講座を開催	86
2.2.1 各講座の具体的な内容	86
2.2.2 実施した受験対策講座から浮かび上がった課題や改善点	87
2.2.3 受験者へのアンケート結果の概要	88
2.3 統計検定の受験者・合格者とJMRA会員社の受験者の動向	88
2.3.1 統計検定の受験者・合格者・認定者の推移	89
2.3.2 統計検定のJMRA受験者の推移	90
2.4 統計検定に対する受験対策講座に関する会員社アンケートの結果	90
2.5 統計検定受験に向けた他の対策	91
2.5.1 立教大学社会情報教育センターへの訪問	91
2.5.2 公益財団統計情報研究開発センター主催「統計実務基礎講座」	91
2.5.3 2015年度の受験対策講座	92

<資料編>

資料 1. 「調査インフラ等に関する実態調査」 報告書	(1)
I. 調査概要	(6)
II. 調査結果のまとめ	(9)
III. ISO20252 について	(11)
IV. 調査員について	(15)
V. 社員や調査員の研修	(19)
VI. 社員や調査員の資格について	(22)
VII. 各調査手法の実施状況について	(29)
VIII. 官公庁業務とのかかわりについて	(34)
IX. 官公庁業務の受託状況について	(38)
添付資料：調査票	(43)
資料 2. 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づく、 JMRA 公的統計基盤整備委員会ガイドライン推進小委員会作成 チェックリストにおける検討案件の反映状況	(57)
資料 3. 「統計におけるオンライン調査システムの概要」（総務省統計局）	(65)
資料 4. 「平成 27 年国勢調査の概要－5 つのポイントと 12 の新たな取り組み－」 （総務省統計局）	(73)
資料 5. 「内閣府政府広報室の世論調査について」（内閣府）	(91)

第一部

2014 年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「公的統計の整備に関する基本的な計画」として策定し、2009年3月に閣議決定の運びとなった。

「基本的な計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されていた。こうした期待と要請に応じていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（以下 JMRA）では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008年4月に JMRA 内に「公的統計基盤整備委員会（以下、本委員会）」を設立した。その後、毎年の課題を設定し、公的統計への積極的な関与を続けてきた。

2014年3月には新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定され新たな5年間のスタートを切った。2015年度（平成27年度）には統計調査にプロセス保証のガイドラインを設けると明示され、進捗中と思われる。また2016年度（平成28年度）には民間事業者へプロセス保証の適用検討を謳っている。このような国の方針にもとづいて、本委員会としても統計調査の民間委託のための更なる研究活動を行っている。

1.2 委員会設立の目的

本委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間事業者の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に推進されることを目指す。

また、本委員会の発足を契機として、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRAとしても「官・学・民」の連携、友好関係がより一層深まることを目指す。

1.3 委員会の構成

1.3.1 参加企業及び委員

17社2大学

イプソス(株)：内田 俊一

イプソス(株)：金子 順勇

(株)インテージ：小須田 巖

(株)インテージ：里吉 秀之

(株)インテージリサーチ：飯田 房男

(株)インテージリサーチ：鋤柄 卓也

(株)SRDアソシエイツ：南條 晃一

(株)サーベイリサーチセンター：岩間 伸之

(株)サーベイリサーチセンター：齋藤 禎彦
 (株)サーベイリサーチセンター：半田 文浩
 首都大学東京大学院社会科学部研究科：中山 厚穂
 (一社)中央調査社：山中 博司
 (株)東京サーベイ・リサーチ：芦川 勝彦
 東洋大学大学院社会学研究科：島崎 哲彦
 凸版印刷(株)：大谷 智子
 凸版印刷(株)：松本 神路
 (株)日経リサーチ：堀口 良成（2015 年 4 月より交替、保坂 好寛）
 (株)日本能率協会総合研究所：大竹 正宏
 (株)日本リサーチセンター：武井 雅
 (株)日本リサーチセンター：吉田 佳子
 (株)ビデオリサーチ：森 正実
 (株)マーケティング・サービス：大竹 延幸
 (株)マーシュ：窪田 美希
 (一社)輿論科学協会：井田 潤治
 楽天リサーチ(株)：田中 雅之（2015 年 3 月より交替、上原 惇）
 (株)三菱総合研究所：保坂 孝信
 JMRA：渡部 和典
 JMRA：杉村 寿夫
 JMRA：阿部 三郎

なお、上記以外に 2015 年 4 月より 1 名の入会があった。

(一社)新情報センター：安藤 昌代

1.3.2 組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

(1) 全体会議

原則、月 1 回開催とし、委員会メンバーは全員参加とした。全体会議では学識者、各府省統計等実務担当者を招いて、講演会並びに意見交換会を会議の前半に開催した。後半は、委員会事務局からの報告と質疑を行った。

(2) 幹事会

① 幹事会の構成メンバー

部会長／管轄担当理事	内田 俊一	イブソス(株)
担当理事	大竹 延幸	(株)マーケティング・サービス
顧問	島崎 哲彦	東洋大学大学院社会学研究科
委員長	中山 厚穂	首都大学東京大学院社会科学部研究科
副委員長	岩間 伸之	(株)サーベイリサーチセンター

代表幹事	飯田 房男	(株)インテージリサーチ
代表幹事	齋藤 禎彦	(株)サーベイリサーチセンター
代表幹事	武井 雅	(株)日本リサーチセンター
代表幹事	堀口 良成	(株)日経リサーチ
	(2015 年 4 月より保坂 好寛)	
幹事	芦川 勝彦	(株)東京サーベイ・リサーチ
幹事	里吉 秀之	(株)インテージ
幹事	井田 潤治	(一社)輿論科学協会
幹事	山中 博司	(一社)中央調査社
幹事	小須田 巖	(株)インテージ
JMRA 事務局長	渡部 和典	
JMRA 事務局次長	杉村 寿夫	
JMRA 事務局	阿部 三郎	

② 幹事会の役割

委員会運営に責任を持つ

- ・活動方針の素案を作成
- ・活動に必要な人材の確保と円滑な運営の検討
- ・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ・関係機関等主催の研究会、委員会及び「意見交換会」への参加
- ・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て意見書(パブリックコメント)を提出する
- ・府省等からの調査依頼や案内について、会員社へ広報の承認
- ・統計委員会、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会等の傍聴
- ・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

(3) 小委員会

2014 年度は、2013 年度に引き続き委員会の中に次の 3 つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

①市場動向分析小委員会

(リーダー：芦川委員、サブリーダー：里吉委員)

②ガイドライン推進小委員会

(リーダー：堀口委員、サブリーダー：武井委員、井田委員)

③資格制度検討小委員会

(リーダー：山中委員、サブリーダー：小須田委員)

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

2.1 年間活動の概要

2014年6月に、委員会活動の成果を取りまとめた「公的統計に関する年次レポート2013 報告書」を刊行し、関係府省、団体を表敬訪問した。6月中旬に第1回幹事会を開催し、2014年度の委員会活動方針案の検討を行った。2014年度の委員会活動は7月度を第1回目の委員会としてスタートすることになり、2015年5月のJMRA総会までを一つの区切りとした。その間、委員会の開催は10回を数え、府省をはじめとする講演会を4回開催し、その成果として「公的統計に関する年次レポート2014 報告書」を刊行することとなった。以下、活動内容を記す。

2.2 関係各府省等への表敬訪問

「公的統計市場に関する年次レポート2013 報告書」の完成を待って、各府省等統計主管部署のトップ、担当部署並びに関係機関等へのJMRAとしての表敬訪問を実施した。府省等へは、担当理事、事務局長等協会幹部と本委員会の関係者が同行した。1年間の委員会活動の取組み、2014年度の活動方針等を初めとしてレポートの内容を説明するとともに、民間事業者の立場から公的統計に関する意見交換を行った。

表I-2-1 表敬訪問先一覧

府省等	訪問先
総務省	政策統括官(統計基準担当)
	統計局
内閣府	公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局
	統計委員会担当室
	政府広報室
経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室
	大臣官房調査統計グループ総合調整室
	大臣官房調査統計グループ統計企画室
	大臣官房調査統計グループ構造統計室
	産業技術環境局リサイクル推進課
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官
厚生労働省	大臣官房統計情報部

2.3 委員会の開催

2014年度の本委員会は、7月から月1回を定例として、5月末までに計10回開催した(6、8月は休会)。委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催し、その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。全体会議では、前回委員会開催日以降の活動状況である、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会等(内閣府統計委員会、内

閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会)の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクト、関係機関・関連団体等の動向等について、代表幹事より報告を行った。

また、全体会議の中で、有識者や統計等実務の関係者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後に開催し、各小委員会のグループ単位での調査研究報告等の活動を行った。

2.4 全体会議における講演会・意見交換会

講演の依頼は幹事会で検討し決定した。講演の依頼にあたっては、代表幹事と JMRA 事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、テーマ等につき協議を行った。

2014 年度は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」実施の最中で大きなとりまとめはなかったが、本委員会は引き続き品質についての内容をその中心に据え、表 I-2-2 のとおり、公的統計に関係する国の諸制度について講演をいただいた。

これらは公的統計調査等の民間委託に際し、民間事業者の知見を高めるために重要なテーマということで招請をした。本委員会のメンバーのみならず JMRA 会員社に広く周知し各回とも多数の聴講者を得て、質疑応答も活発に行われた。

表 I-2-2 JMRA 委員会における講演会・意見交換会

時期	委員会	講演タイトル	所属	講師
7月11日	第1回	「統計・データの質マネジメントにおけるプロセス保証について」	統計数理研究所	椿 広計氏
12月12日	第5回	「平成 27 年国勢調査の概要－5 つのポイントと 12 の新たな取り組み－」	総務省統計局統計調査部国勢統計課	保高 博之氏
2月13日	第7回	「統計におけるオンライン調査システムの概要」	総務省統計局統計情報システム課	中原 和郎氏
4月10日	第9回	「政府広報室の世論調査について」	内閣府政府広報室	太田 哲生氏

2.5 小委員会の活動

詳細については第二部に詳しく報告があり、ここでは小委員会が今年度注力した課題をあげておく。

2.5.1 市場動向分析小委員会

本小委員会の課題は「落札情報の収集」と「調査インフラ等に関する実態調査」の実施である。前者については、毎年のことながら委員会開催中の当該年度の情報収集であり確定情報とするには時間が足りない作業である。十分に精査できない場合もありその場合は容赦いただきたい。後者について毎年マイナーチェンジをしているが、昨年実施した前年度と今年度の2か年に渡る受託実績調査は、会員社に負荷が大きいのと正確でないデータの公表となりうるので、残念ながら今年度は採用しないこととした。

2.5.2 ガイドライン推進小委員会

本小委員会では昨年度に引き続き、公サ法に準拠した仕様書・実施要項は「実施要項チェックリスト反映度が極めて高い」（公的統計市場に関する年次レポート 2012）と確認されていることから、公サ法による分析は行わず、総務省「各府省統計主管課長等会議申し合せ」の平成 24 年 4 月 6 日付「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、実際の仕様書がどのようなになっているか、4 案件を取り上げて分析を試みた。ただし 4 案件とも、とりあげた着眼点は違い、バラエティに富んだ研究となった。詳しくはⅡ部を参照されたい。

2.5.3 資格制度検討小委員会

統計検定センターへの協力を引き続き行った。また統計調査士・専門統計調査士検定試験の質が年々変わり、試験内容の難易度が上がって対策が必要との認識があり、今年度会員社の社員を主な対象として統計検定講座を開設した。講師選定、カリキュラム作成等試行錯誤を重ねる中での開設であった。詳しくはⅡ部を参照されたい。統計調査士・専門統計調査士制度は会員社の社員のキャリアアップを目指すものであり、企業等組織が認証を受ける国際品質保証 ISO20252 と併せて、公的統計を担うものの両輪である。そのような認識で今年度は活動をし、次年度も継続して行うこととなった。調査員等のキャリアアップについてはまだ入り口が見つかっていないが、引き続き模索していきたい。

2.6 各府省、関係機関とのコンタクト

2.6.1 総務省政策統括官(統計基準担当)

新しい公的統計の基本計画は 2014 年 3 月に閣議決定され、2014 年度はその初年度であった。その中で謳われている「統計リソースの確保及び有効活用『民間事業者の活用』」では、「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である」となっている。政策統括官よりは、連携できるところは一緒にやっていきたいというありがたいお話をいただいた。公的統計調査へのプロセス保証導入は、2015 年度(平成 27 年度)末まで実施となっており、2015 年度はより実務的な検討が必要となり本委員会としても積極的な関与をしていきたい。

ガイドライン小委員会で取り上げている「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申し合せ。平成 24 年 4 月 6 日改正）について、新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」では「各府省は、品質保証を中心に品質保証活動の取り組みを強化し、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するとともに、プロセス保証を導入する方向で、公的統計の品質保証に関するガイドラインの見直しを実施する」（第 3 章 3(2)統計の品質保証活動の推進）とし、さらに民間事業者の活用に係るガイドラインへのプロセス保証の考え方を導入する方向については、「2016 年度(平成 28 年度)末までに結論を得る」（新たな「公的統計の整備に関する基本計画」別紙 2）としている。順番としては、国のプロセス保証の制度策定を経てからとなるが、一連の流れとして注視していきたい。平成 24 年の改正の

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」では、「適切な仕様書等の作成」等で民間事業者が応札し受託する際の課題がかなり整理されてきたが、ここ数年間小委員会で研究分析を試みた結果、まだ指標として追加してほしい内容もある反面、現場と遊離しているのではということも散見された。ひとつの具体例として、「調査項目別の未記入率及び不備の状況」という指標はほとんどの案件で要求項目にはない。委託先における業務の実施状況の指標としては、現実的なプロセスに添うことを求めたいし、実施するにしても当然予算がついて回ることであるので今後の方向に注目したい。

2.6.2 内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室に、「公的統計市場に関する年次レポート 2013」の報告・説明のため訪問し、あわせて意見交換の機会を持った。

また同室は 2014 年 9 月に、公共サービス改革法(以下、公サ法)案件を受託している業界等と「平成 26 年度『公共サービス改革基本方針』の見直しに関する意見交換会」を実施し、本委員会からも出席した。本委員会からは、公サ法を適用している統計調査は情報開示を含めて仕様書及び実施要項についてよくできているという評価をし、今後の適用案件においては、標本サイズ、受託金額等規模の大きな案件は公サ法適用にしてはという提案等を行った。また 2014 年 11 月 4 日から 11 月 28 日までの間、『『公共サービス改革基本方針』の見直しに係る意見募集』掲示があり、JMRA として投稿した。内容は、公サ法案件は毎年改善されており仕様が具体的になっているという評価とともに、一定の規模を有した公的統計調査については、公共サービス改革法の対象としてはどうかと具体的な調査名を提案した。また、実施要項と実際の作業との乖離についての改善、長期契約の部分払い、報告内容の簡素化等についても提案した。各府省からは後日回答があったが、このような意見交換の仕組みは、市場化テスト、つまり民間事業者の創意工夫を生かしていくための有効なプロセスであり、今後も改善を目指した、より具体的な話し合いの機会を期待したい。

2.6.3 関係委員会の傍聴(内閣府統計委員会等)

公的統計の改善・改革の審議が行われる内閣府統計委員会及び内閣府官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会に対し、本委員会としても傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

表 I-2-3 関係委員会の傍聴

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第 76 回統計委員会及び基本計画部会	6月 6日	統計法の施行状況について等
第 327 回入札監理小委員会(官民競争入札等監理委員会)	6月 27日	事業評価案の審議(社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業者調査、容器包装利用・製造等実態調査)

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第 77 回統計委員会及び基本計画部会	7月14日	諮問第 66 号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」等
第 78 回統計委員会及び基本計画部会	8月 5日	諮問第 69 号「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」等
第 79 回統計委員会	9月10日	諮問第 70 号「国民経済計算の作成基準の変更について」等
第 64 回全国統計大会	11月19日	シンポジウム「I T 化の進展と統計作成－オンライン調査の現状と課題－」
第 83 回統計委員会	1月29日	諮問第 73 号の答申「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」等
第 84 回統計委員会	2月19日	諮問第 77 号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」等
第 86 回統計委員会	4月23日	部会（サービス統計・企業統計部会）の審議状況について

< 第 64 回全国統計大会の基調講演 >

座長：情報システム研究機構統計数理研究所副所長（当時） 椿広計氏

基調報告「公的統計調査と I C T 活用：その論点」

2.6.4 農林水産省

2015 年 2 月 25 日、本委員会が発行した「公的統計市場に関する年次レポート 2013」に基づき、意見交換を行った。民間委託に際して透明性のある入札仕様をどう作っていくか、応札に際しての実現可能な仕様とは何か、事業引き継ぎでの具体的要件は何か、受託事業者にとって魅力ある仕事の範囲、契約は何か、品質を維持するために ISO20252 の実効性は如何か等々の議論がなされた。

また昨年度に引き続き JMRA のホームページにて農林水産省の入札案件（「平成 26 年度食品ロス統計調査業務」）の紹介を行った。毎年入札案件の周知のために積極的に活用いただいている。

なお、農林水産省では統計調査員の高齢化と減少に伴い、2015 年度より専門調査員の募集をかけることとなった。JMRA にも広報があり、これもまた H P で告知した。会員社傘下の調査員も意のある人は応募することと思われる。調査員への働きかけは、調査員が会員社からの業務委託となっていることから、会員社の判断に依拠することとなる。

2.6.5 厚生労働省

2015 年 2 月 18 日に厚生労働省大臣官房統計情報部との意見交換会を持った。目的は、民間委託を積極的かつ円滑に行うための情報交換である。プライバシーマークや ISO20252 等規格によりセキュリティや品質が保たれること、再委託によるセキュリティの担保をどうするか、最低価格方式での品質担保をどうするか等々話し合った。民間

への積極的な委託と品質の確保について鋭意検討されていることに本委員会としても賛同し、今後も民間委託を推進していくための意見交換を行っていききたい。

2.6.6 経済産業省

入札案件である「平成 26 年日中国際産業連関表の課題及び次回表のありかたについての調査研究」等についてHPで案内を行い、会員社へ周知した。

また表敬訪問での各担当との協議では、一者応札が重い課題として提示され、本委員会としても府省と連携をとりながら今後の研究課題とする。

2.7 関係機関、団体等の動向

2.7.1 一般社団法人 日本品質管理学会(担当：武井委員)

昨年度の「公的統計市場に関する年次レポート 2013」において JMRA から委員を派遣していた「統計・データの質マネジメント研究会」の3年間にわたる動向を総括報告した。2014 年度は 2014 年 3 月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」にある“公的統計へのプロセス保証の導入”への具体的な検討時期と思っていたが、表立った動きは見られない。その中で JMRA が関連した活動を 2 点、紹介しておきたい。

1. 雑誌「統計」への執筆

3 年間にわたる研究会活動の一部は一般財団法人日本統計協会が発行する月刊誌「統計」の 6 月号で「特集：統計・データの質マネジメント」として掲載されている。その中の「マーケティング・リサーチにおけるデータの品質」は JMRA 委員¹が執筆を担当した。内容は次のような構成である。

マーケティング・リサーチが扱うデータ

- (1) 1 次データの品質管理視点
- (2) データクリーニングの品質管理視点

マーケティング・リサーチ分野の課題

- (1) 品質保証と顧客満足度
- (2) 品質とコスト
- (3) 品質確保の基盤となる人材育成

JMRA の ISO20252 への取り組み

- (1) ISO20252 に至るまでの JMRA の活動
- (2) ISO20252 普及活動と今後のポイント

詳細は本文をご覧ください。特集には研究会で議論された ISO20252 について、「ISO20252 の公的統計分野適用の有効性について²」という論文も掲載されている。その中で、結論としては「公的統計調査は幾つかの懸念点はあるものの、調査企画や実査

¹ 執筆は JMRA 公的統計整備委員会の武井雅氏、JMRAISO20252 認証協議会の委員長一ノ瀬裕幸氏、JMRA 調査技術研究委員会担当理事の鈴木督久氏の 3 名である。研究会委員は武井、鈴木の名である。

² 執筆は一般社団法人日本能率協会審査登録センターの篠恭彦氏である。

管理レベルでは、概ねチェックリスト³の要求事項に対応していることが確認された」としている。

2. 椿広計氏の講演会

研究会の主査であった椿広計氏⁴より「統計・データの質マネジメントにおけるプロセス保証について」というタイトルで研究会活動の総括と品質管理学会としてのプロセス保証の概念等を講演⁵していただいた。

ところで、前述した基本計画の中では「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を公的統計にプロセス保証を導入する方向で見直しとなっている(2015年度末)。また、その結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にプロセス保証の考え方を導入する方向で検討することとなっている。2015年度はこの動きが加速すると思われるので注目していきたい。

2.7.2 一般社団法人 日本統計学会(担当：大竹担当理事)

(一社)日本統計学会は2011年に創設した「統計検定」の定着に向け着実に活動を続けており、2級、3級、4級は試験回数を年2回に増やし、受験者の総数も順調に増加している。また、2015年からは準1級が追加され6月試験で実施される予定である。

2014年の試験は11月30日に実施された。1級、2級、3級、4級、統計調査士、専門統計調査士の試験申込者数は3,488人(2013年：4,895人)、受験者数：2,636人(2013年：3,781人)である(RSS/JSSを除く)。2013年に比し試験申込者数、受験者数ともに減少しているが、これは2014年から2級、3級、4級の6月試験が始まったことによる。6月試験の試験申込者数は2,918人、受験者数は2,220人であり、合計すると試験申込者数6,406人、受験者数4,856人と着実に増加している。

表 I-2-4 日本統計学会公認統計検定11月試験結果概要(人)

検定種別	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1級	484	288	38	13.19%
2級	2267	1625	698	42.95%
3級	1221	1011	657	64.99%
4級	305	254	173	68.11%
統計調査士	502	410	156	38.05%
専門統計調査士	271	227	88	38.77%

資格認定数

統計調査士	156
専門統計調査士	75

出典：統計検定ホームページより引用

³ ISO20252の要求事項に基づくチェックリストの意味である。

⁴ 講演時の役職は統計数理研究所副所長データ科学研究系教授である。

⁵ 2014年7月11日に(株)インテージの秋葉原セミナールームで開催された。

統計調査士、専門統計調査士の受験者数の推移をみると、統計調査士は着実に増加している。

表 I -2-5 日本統計学会公認統計検定統計調査士・専門統計調査士受験者数
推移（人）

	統計調査士	専門統計調査士
2014年	410	227
2013年	403	229
2012年	302	205
2011年	286	258

出典：統計検定ホームページより作成

一方専門統計調査士に大きな変化はみられない。

2013年に統計調査士、専門統計調査士試験に関し資格対象の見直しに伴い出題内容について見直しが行われた。見直しは、統計調査士は統計調査実務に関する基本的知識とデータの利活用に関する基本知識、専門統計調査士は民間調査機関で求められる統計調査全般に関わる高度な専門知識とデータの利活用を評価する方向で行われた。2014年試験結果をみると、専門統計調査士試験では出題内容の見直しの影響かは分からないが、合格率に大きな変化はみられなかったものの成績優秀者Sが0人という結果であった。

2014年9月日本統計学会監修による統計調査士と専門統計調査士の公式問題集2011年～2013年が出版された。

統計検定センターとの連携セミナーとして、一般財団法人 統計研究会 主催セミナー、日経ビジネススクール 主催セミナーが開催された。

日本マーケティング・リサーチ協会でも統計調査士・専門統計調査士試験に対応したセミナーを開催した（詳細は資格制度検討小委員会報告参照）。

2015年の試験日はRSS/JSSは5月22日～24日、準1級、2級、3級、4級は6月21日、1級、2級、3級、4級、統計調査士、専門統計調査士は11月29日の予定である。

2.7.3 一般社団法人 社会調査協会(担当：堀口委員)

(一社)社会調査協会(以下、社会調査協会)が認定している社会調査士、専門社会調査士の2014年度の認定状況は以下の通りである。

※社会調査協会HPより引用

表 I -2-6 社会調査士・専門社会調査士資格取得者数

	社会調査士	見込み	専門社会調査士	第8条規定
2004年度	167名	530名	0名	301名
2005年度	449名	1,109名	1名	424名
2006年度	999名	1,609名	9名	290名
2007年度	1,455名	1,929名	25名	257名

	社会調査士	見込み	専門社会調査士	第8条規定
2008年度	2,067名	2,269名	45名	171名
2009年度	2,612名	2,349名	40名	129名
2010年度	2,829名	2,294名	52名	129名
2011年度	2,938名	2,224名	41名	107名
2012年度	2,843名	2,201名	72名	126名
2013年度	2,763名	2,122名	69名	106名
2014年度	2,748名	1,798名	56名	102名
合計	21,870名	20,434名	410名	2,142名

社会調査士は学部卒業生が単位を取得し社会調査協会に申請することで認定しているが、直近7年間を見ると毎年安定して2千名台を認定している。社会調査士取得者数は2014年度には2万人を超えた。

専門社会調査士は大学院を修了する者に対して単位と修士論文を含む論文の審査で認定するケース（正規）と、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース（8条規定）がある。

2014年度は、専門社会調査士（正規）が56名認定された。専門社会調査士（8条規定）は、「教員」「実務者」「院生」に分類され、合計で102名が認定された。

表 I-2-7 専門社会調査士（正規）の認定者数

	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
申請者数	59名	72名	77名	44名	57名
認定者数	56名	69名	72名	41名	52名
合格率	95%	96%	94%	93%	91%

表 I-2-8 専門社会調査士（8条規定）の認定者数

	2014年			2013年			2012年			2011年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教員	94名	84名	89%	103名	88名	85%	122名	103名	84%	99名	86名	87%
実務者	15名	13名	87%	14名	11名	79%	25名	19名	76%	20名	16名	80%
院生	8名	5名	63%	9名	7名	78%	9名	4名	44%	10名	5名	50%
合計	117名	102名	87%	126名	106名	84%	156名	126名	81%	129名	107名	83%

2.7.4 公益財団法人 統計情報研究開発センター(担当：岩間副委員長)

公益財団法人統計情報研究開発センター(以下、シンフォニカ)は、統計情報の利活用技術に関する調査、研究、開発等統計に関する知識の普及・啓発、統計と情報の専門誌『ESTRELA(エストレラ)』の発行を行っている機関である。本委員会は、統計

検定の統計調査士・専門統計調査士試験に有効な研修や出版物についての情報収集と情報交換を適宜行っている。

本委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、次の3つである。①自治体等統計職員対象の「統計実務基礎研修」②「統計実務基礎知識」発行③「統計調査員のしおり」発行。本委員会では「統計調査士」「専門統計調査士」の受験学習に向けて統計実務基礎研修と関係書籍（統計実務基礎知識、統計調査員のしおり）を会員社に広報した。統計実務基礎研修の年度別受講者（JMRA 会員社）は、以下の通りである。2012 年度は 31 人、2013 年度は 27 人、2014 年度は 28 人と 30 人前後で推移している。本研修の全体の受講者数は、100 名程度であり、JMRA 会員社が約 30%を占めている。

表 I -2-9 JMRA 会員社の「統計実務基礎研修」受験社・受験者数の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
社数	10	8	8
人数	31	27	28

統計実務基礎研修への JMRA 会員社の受講社数は、毎年 10 社程度である。本委員会が継続的に実施している「調査インフラ等に関する実態調査」によれば、専門統計調査士を受験している会社は、2012 年度は 14 社、2013 年度は 13 社、2014 年度は 10 社であり、すべての会社が受験勉強のために当研修を受講するまでには至っていない。

「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も 7,000 円(テキスト代込み、2015 年度も据え置き価格)と格安であり、統計調査士の資格取得を目指す人びとに推奨する講座である。今年度からは、「統計及び統計行政概論」の時間を拡大して実施される。受講者の話では、「マーケティング・リサーチに携わっている者にとっては、公的統計調査の知識を深める良い機会であった」「調査の種類や実施の流れといった基礎的なものが多かったが、改めて調査の基本を学び直す良い機会であった」、反面「試験が 11 月のため、5 月の研修では受験対策としては早すぎて忘れてしまう」等の意見を得た。本講座は、2015 年度も 5 月 28 日～29 日の 2 日間で実施される。また、上記 2 種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、本委員会として購読を推奨する。「統計実務基礎知識」(5 月中旬発行、販売価格 3,615 円税込)は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、「統計調査員のしおり」(3 月発行、価格は 320 円)は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。統計調査員の実務を理解することで「統計調査士」受験に有効な書籍である。上記 2 冊とも、総務省政策統括官(統計基準担当)の監修で作成されたテキストである。今秋 11 月 29 日に実施される「統計検定」の「統計調査士」「専門統計調査士」の受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」、「統計調査員のしおり」をぜひ読んで試験に臨んで欲しい。

2.7.5 ISO20252 認証協議会(担当：渡部事務局長)

ISO20252 認証協議会は、調査品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上と国際的な個人情報保護意識向上への対応策として、ISO20252 の普及促進を行っている。2014 年度は、主に次の活動を行った。

(1) 2014 年度の活動

① 国際会議への参加と準備会での議論

ISO TC225(225 番目の Technical Committee)において、新たに WG3(3 番目の Working Group) が設立され、Web Analysis に関する国際規格が企画検討されることとなった。

JMRA は日本のリサーチ業界の代表として TC225 のメンバーとなっており、ISO20252 認証協議会の準備会では、情報収集と日本の意見を伝えるパイプ作りを目的として、経済産業省、日本規格協会と情報交換を行いつつ、国際会議に専門委員を派遣し、ドラフトの内容確認を行った。

② 公的統計基盤整備委員会との連携と府省との情報交換

公的統計における民間活用の基盤整備を目的とする公的統計基盤整備委員会と連携し、府省に対して、ISO20252 の有用性をアピールした。

③ JMRA アニュアル・カンファレンスでの発表

国際規格の普及促進に向けた活動と海外動向などについて発表を行った。

(2) 2015 年度の活動予定

① 認証取得支援のためのセミナー開催

リサーチユーザー、リサーチ会社、審査機関、府省とともに議論を進め、国際規格である ISO20252 の普及促進に努める。

② 国際会議への参加と日本からの意見提出

国際審議団体として ISO/TC225 (Technical Committee) などの国際会議に参加し、日本からの要望を伝えるとともに各国での本規格取得状況などの情報収集を行う。

③ 連携活動

公的統計基盤整備委員会と連携し、公的統計業務における ISO20252 の「プロセス保証」への活用、入札案件での加点ポイント化等を働きかけていく。

2.7.6 公益財団法人 日本世論調査協会(担当：山中委員、代筆堀口委員)

公益財団法人日本世論調査協会は、2014 年度の事業として二つの大きな取り組みを行った

一つは特別研究大会の開催である。1950 年(昭和 25 年)にそれまでの任意団体から財団法人に移行した同協会は、世論調査手法が訪問面接法から固定電話 RDD(Random Digit Dialing) 法へと転換する場面でリードするなど、戦後の日本における世論調査のあり方に深く関わってきた。2012 年 4 月 1 日に一層の公益性の高い活動を目指して公益財団法人に移行したが、今回はこの移行を記念して 11 月 13 日、14 日の二日間に亘って海外の研究者を招いてアルカディア市ヶ谷で特別研究大会が開催された。

第一日目の第一部では、「東アジアにおける世論調査の現状と課題」と題して韓国、中国、香港、日本の研究者がそれぞれ自国の現状と課題について講演し、第二部では「東

アジアの世論調査の今後を考える」として講演者によるディスカッションを逐次通訳を交えて行った。二日目の第三部は、公募研究発表として選ばれた四組 7 名の研究者が研究成果を発表した。第四部は「日本の世論調査を回顧して：世論調査の発展とその将来」と題して、日本世論調査協会会長柳井氏、埼玉大学松本氏、元統計数理研究所高倉氏が講演した。特別研究大会の当日は衆議院解散の動きが急速に現実味をもったことから、世論調査の準備等でマスコミ各社の参加者が予定を下回るハプニングもあったが、参加者の多くは興味深く聞いたようだ。

もう一つの取り組みは、携帯電話 RDD 法による実験調査の実施である。会員社の中のマスコミ 6 社（朝日新聞、NHK、共同通信、日経リサーチ、毎日新聞、読売新聞）が有志として携帯 RDD 研究会を立ち上げ、それを同協会が協賛する形で実現した。実験調査は 9 月と 10 月に二回実施し、一回目は 522 人、二回目は 610 人の回答（協力）を得たと報告されている。

携帯電話 RDD 法の研究はまさに始まったばかりである。固定電話 RDD 法による電話世論調査では、固定電話を持たない若者層が増えることによる回答結果の歪みが心配されている。一方、携帯電話（スマホを含む）に直接電話することは、対象者が電話を受けられない場所にいる可能性もあり、実施上のトラブルは容易に想定できる。特に、自動車運転中の通話は道路交通法に違反することにもなり、携帯電話 RDD 法は慎重に行わなければならない。しかし現状では、携帯電話 RDD 法に関連したデータはほとんど存在しない。データがなければ議論が前進しないことから、まず実施上の問題点を数値化する目的で実験調査を実現した。結果は、「携帯電話 RDD 実験調査 結果のまとめ」として 2015 年 3 月付けで発表し、同協会会員社向けに報告会を行っている。実用化に向けては課題も多く道半ばであるが、報告会に会員社から 70 名近くが参加したとのことで関心の高さがうかがえる。JMRA としても調査手法の一つとして携帯電話の活用は課題の一つである。その意味からも同協会の今回の実験結果は大変興味深い。

「特別研究大会」の内容ならびに「携帯電話 RDD 実験調査」については、同協会のホームページで開示されているので参考にしてほしい。

第 3 章 中央府省の公的統計調査を含む民間委託の状況

3.1 2014 年度公的統計調査の民間委託の状況

3.1.1 調査手順

(1) 民間事業者を活用している公的統計をリストアップ

公的統計調査における民間事業者の活用については、毎年発表される「統計法施行状況報告」において、「調査企画、実査準備、実査、内容検査、データ入力、チェック等、統計表作成」等、12 のプロセスごとにその状況（民間委託実施率）が報告されている。

ここでは、公的統計調査の民間事業者を活用した案件について、総務省政策統括官（統計基準担当）が毎月発行している「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「統計月報」）を閲覧し、調査方法の記述で、調査の系統の項目が「民間事業者」と記述されている公的統計調査をリストアップした。このほかにも、「1. 基幹統計調査 2. 一般統計調査」一覧（総務省）、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっていたもの、

また、「統計月報」には記載されていなかったが明らかに民間事業者を活用した案件等を確認してリストアップを行った。

(2) 委託先と契約金額の確認

公的統計調査の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づく競争入札に係る情報の公表」から、委託先と契約金額を確認した。公表されている調達情報、特に「公的統計調査」が識別されていないため、膨大な調達件数の中からの確認をした。また、本委員会が求めているのは 2014 年度に実施された公的統計調査についてであるが、2014 年度の 4 月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4 月 1 日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2013 年度の調達情報に遡って確認する必要があった。また、複数年契約の公的統計調査の場合、初年度のみの記載もあり次年度以降見落としてしまう可能性もあるので注意を要した。

(3) 各府省へのヒアリング

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計調査を統括している部署や実施部局、会計課等に協力をお願いして確認した。

総務省政策統括官(統計基準担当)には、各府省の公的統計で民間事業者を活用して実施している情報を把握していることから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その最新情報を迅速に開示することを要望したい。また併せて、「統計月報」の発行時点を現状(およそ 3 か月前の内容)より少しでも早めていただくをお願いしたい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい

- ・ 契約金額は「税込み」。
- ・ 複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査がある。本数としてはそれぞれの調査を 1 本とカウントしているが、契約金額は合算している。
- ・ 複数年契約となっている公的統計調査の契約金額は、年度ごとの金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は単年度ベースに換算して集計した。

3.1.2 委託の規模

民間事業者を活用した公的統計調査は 89 本、契約金額は 55.9 億円であり、2013 年度に実施された公的統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)の民間開放の本数は 97 本、金額ベースで 40.6 億円であったので、数では減少したものの金額ベースでは 15.3 億円的大幅増加となった。2010 年度に比較して本数ベースでは微増、金額ベースでは 10.8 億円の増加、比率にして 123.9%である。

この要因は、経済産業省「経済センサス基礎調査・商業統計調査」が、約 14 億円の規模で貢献したことである。経済センサスは基礎調査と活動調査があり 5 年の周期で実施される。2011 年度、2012 年度には「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」が 2 年にわたり実施され、2014 年度は経済センサス基礎調査に商業統計調査が相乗りで実施された。この調査は、「経済の国勢調査」との表現も使われる 5 年周期の超大型統計

調査であり、5年の中で二度ほど山がやってくる。

大型公的統計調査の周期調査は契約金額のぶれが大きく、売り上げの増減や社員の配置等民間の経営に多大な影響を与える。

表 I-3-1 民間事業者を活用した公的統計調査

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
本数 (本)	85 (100.0)	84 (98.8)	106 (124.7)	97 (114.1)	89 (104.7)
金額 (億円)	45.1 (100.0)	53.1 (117.7)	61.4 (136.1)	40.6 (90.0)	55.9 (123.9)

注 ()内は、2010 年度を 100 としての指数。

3.1.3 委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「その他民間」の 39 本(44%)、次いで「JMRA 会員社」の 31 本(35%)となっている。以下、「団体」14 本、「シンクタンク」5 本と続いている。2013 年度との比較では「JMRA 会員社」はほぼ同数、「その他民間」は 35 本から 39 本と伸ばしている。「シンクタンク」が 11 本から 5 本と半減している。「団体」も 19 本から 14 本と本数が減少している。2012 年度からのトレンドでは、「シンクタンク」は 17→11→5、「団体」は 20→19→14 となっており、「その他民間」と「JMRA 会員社」の伸長とは対照的である。「JMRA 会員社」は 2010 年度からの推移でも 18 本(21%)から 31 本(35%)と大幅な増加である。

契約金額ベースでは、「JMRA 会員社」の契約金額が 38.1 億円と 2013 年度の 19.2 億円から大幅増加となった。理由は前項で書いたが、経済産業省「経済センサス基礎調査・商業統計調査」の受託が大きい。その影響で「JMRA 会員社」は 68%のシェアを占め、委託先別で突出している。次いで「その他民間」10.1 億(18%)、「シンクタンク」4.5 億円(8%)、「団体」3.2 億円(6%)となっており、本数と同様「シンクタンク」と「団体」の減少が目立つ。

委託先別の平均受託単価は、「JMRA 会員社」1 億 2,290 万円、「シンクタンク」9,000 万円、「その他民間」2,590 万円、「団体」2,286 万円となっており、「JMRA 会員社」・「シンクタンク」と「その他民間」・「団体」との差が大きい。

表 I-3-2 委託先別の状況①(本数)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
JMRA 会員社	18(21)	22(26)	32(30)	32(33)	31(35)
シンクタンク	17(20)	15(18)	17(16)	11(11)	5(6)
その他民間	33(39)	32(38)	36(34)	35(36)	39(44)
団 体	16(19)	15(18)	20(19)	19(20)	14(16)
非 公 表	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)	89(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

表 I-3-3 委託先別の状況②(契約金額：億円)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
JMRA 会員社	21.0(47)	32.9(62)	36.6(60)	19.2(47)	38.1(68)
シンクタンク	10.3(23)	11.5(22)	13.0(21)	7.4(18)	4.5(8)
そ の 他 民 間	9.6(21)	6.2(12)	9.1(15)	8.9(22)	10.1(18)
団 体	4.2(9)	2.6(5)	2.7(4)	5.1(13)	3.2(6)
合 計	45.1(100)	53.1(100)	61.4(100)	40.6(100)	55.9(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.4 府省別の状況

各府省別の公的統計調査における民間事業者の活用状況では、本数ベースで最も多いのは経済産業省で 28 本、次いで国土交通省 18 本となっている。以下、厚生労働省と農林水産省が 10 本、内閣府 8 本、総務省 7 本、環境省が 6 本となっている。2013 年度に比べて大きな変動はない。

契約金額ベースでみると、最も契約金額の多いのは経済産業省 30.1 億、次いで総務省 8.8 億、国土交通省 5.3 億、厚生労働省 3.4 億、内閣府 3.1 億である。経済産業省の突出は前述したとおり、「経済センサス基礎調査・商業統計調査」の結果である。

2010 年度からの推移を本数ベースでみると、毎年 90 本前後の民間委託がされていて、その中で経済産業省は 2010 年度からコンスタントに 20 本以上で 2014 年度は 28 本となり、引き続き民間事業者を活用するトップの府省となっている。次いで国土交通省は 20 本前後の本数を民間委託しているが、2014 年度は 18 本となった。厚生労働省、農林水産省は毎年 10 本前後の本数を出しており、内閣府もそれに続いている。

表 I-3-4 府省別の状況(①本数、②契約金額：億円)

	①本数					②契約金額：億円				
	2010	2011	2012	2013	2014	2010	2011	2012	2013	2014
内閣府	5	8	11	12	8	3.4	3.8	5.6	3.4	3.1
総務省	8	7	11	5	7	11.1	10.4	10.2	8.3	8.8
財務省	1	1	1	2	1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5
文部科学省	1	1	1	2	1	0.1	0.05	0.05	0.2	0.1
厚生労働省	9	10	8	13	10	4.7	6.6	3.2	5.3	3.4
農林水産省	10	11	17	9	10	2.9	2.6	2.2	2.6	2.7
経済産業省	25	23	25	27	28	11.3	23.4	27.8	13.1	30.1
国土交通省	18	16	23	22	18	8.0	5.4	10.5	7.1	5.3
環境省	8	6	9	5	6	3.5	0.6	1.6	0.5	1.9
法務省	—	1	—	—	—	—	0.07	—	—	—
合 計	85	84	106	97	89	45.1	53.1	61.4	40.6	56.6

注 契約金額の個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.5 契約金額の価格帯別状況

契約金額の価格帯でみると、「1千万円未満」が最も多く36本(41%)、「1～5千万円未満」は26本(30%)、全体の7割超は「5千万円未満」となっており前年度とあまり変わらない。「5千万円以上1億円未満」は13本(15%)、「1億円以上」は12本(14%)となり、前年と比べて「1億円以上」が増加した。2013年度は落ち込んだが、2012年度以前も同様のシェアを占めており、公的統計調査の大型化は続くと思われる。

契約金額「1億円以上」の公的統計調査12本の府省別本数は、経済産業省6本、総務省2本、厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省が各1本である。3.1.4「府省別の状況」で経済産業省の契約金額が他府省を引き離して突出しているが、その理由の一端がわかる。

表 I -3-5 契約金額の価格帯(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
1 千万円未満	35 (43)	36 (43)	43 (45)	43 (45)	36 (41)
1～5 千万円未満	17 (21)	23 (28)	29 (31)	29 (31)	26 (30)
5 千万～1 億円未満	12 (15)	11 (13)	8 (8)	14 (15)	13 (15)
1 億円以上	14 (17)	12 (14)	13 (14)	9 (9)	12 (14)
非 公 表	3 (4)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
合 計	81(100)	83(100)	95(100)	95(100)	87(100)

注1 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

注2 2011 年度：契約金額が2調査1件のものがあるため、合計83本で表記。

2012 年度：契約金額が複数本で1件のものがあるため、合計95本で表記。

2013 年度：契約金額が3本で1件のものがあるため、合計95本で表記。

2014 年度：契約金額が3本で1件のものがあるため、合計87本で表記。

3.1.6 調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計調査を調査手法別にみると、単一の調査手法を採用しているのは27本(30%)にとどまり、2013年度の41本(42%)より複数手法への広がりが進んでいることがうかがえる。単一手法の内訳は「郵送調査」20本(22%)、「調査員調査」5本(6%)、「オンライン調査」2本(2%)で、この中で単一の郵送手法は、2013年度は33本(34%)あったので、急激に複数手法へ切り替わっている。最も多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の38本(43%)であり、表 I -3-7 の併用型のタイプ別では、「郵送調査を含むタイプ」60本(67%)、「オンライン調査を含むタイプ」54本(57%)と郵送調査とオンライン調査を多く併用していることがわかる。また表 I -3-8 においても、オンライン調査の本数が増えていることがわかる。郵送調査を主力としながら、社会環境の変化に伴い、オンライン調査を積極的に活用することにより回収率をあげ効率的に実施していこうとする意図である。

2013 年度から分析した調査手法の主力・補完別の本数(表 I -3-8)であるが、主力手法のうち調査員調査は単発の民間委託が2本あったため増えている。逆に郵送調査が減っているのは、単発系、周期調査が10本程度減ったためである。オンライン調査が増え

ているのは前述のとおりである。

表 I-3-6 調査手法別状況(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
調査員調査	5(6)	6(7)	7(7)	6(6)	5(6)
郵送調査	26(31)	25(30)	28(26)	33(34)	20(22)
オンライン調査	2(2)	2(2)	5(5)	2(2)	2(2)
調査員・オンライン	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
郵送・調査員調査	8(9)	7(8)	6(6)	6(6)	7(8)
郵送・オンライン調査	35(41)	33(39)	45(42)	38(39)	38(43)
郵送・オンライン(電子メール)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)	2(2)
郵送・FAX 調査	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)
郵送・オンライン・FAX 調査	4(5)	5(6)	6(6)	7(7)	7(8)
郵送・オンライン・調査員調査	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	3(3)
郵送・調査員・オンライン・FAX 調査	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
オンライン・電話・FAX 調査	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
その他	1(1)	1(1)	3(3)	0(0)	0(0)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)	89(100)

注 1 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

注 2 2012 年度の「その他 3 本」は、「郵送、FAX、電子メール」「郵送、ヒアリング」「資料収集」が各 1 本。

注 3 「電子メール」はオンラインの範疇に入れる。

表 I-3-7 単独手法を除く調査手法併用型のタイプ別(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
①調査員調査を含むタイプ	10(12)	9(11)	8(8)	8(8)	13(15)
②郵送調査を含むタイプ	50(59)	50(60)	64(60)	55(57)	60(67)
③オンライン調査を含むタイプ	42(49)	42(50)	56(53)	48(49)	54(57)

注 ()内は、全本数に対する構成比:%。

表 I-3-8 2014 年度調査手法の主力・補完別(本数)

	2013 年度			2014 年度		
	主力手法	補完手法	計	主力手法	補完手法	計
調査員調査	10	4	14	12	6	18
郵送調査	84	4	88	73	7	80
オンライン調査	3	47	50	3	53	56
FAX	0	13	13	0	11	11
電話	0	1	1	0	1	1

注 JMRA 調査(「畜産物市況情報の調査」はオンライン主力としている)。

なお、上記のとおりオンライン調査が年々増えている。JMRA としては政府共同システムオンラインシステムの概要を把握し、会員社の公的統計調査理解の一助になればと思い、2.4 表 I-2-2 にあるように統計局統計情報システム課中原課長補佐に「統計におけるオンライン調査システムの概要」と題して講演をいただいた。またそれより前であるが、オンラインシステムを前面に採用した平成 27 年国勢調査に焦点を当て、統計局統計調査部国勢統計課保高課長補佐に「平成 27 年国勢調査の概要－5 つのポイントと 12 の新たな取り組み－」と題して講演をいただいた。これら二つの内容については巻末の資料編に収録した。

3.1.7 調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計調査を調査周期別にみると、「毎年」実施している調査が 46 本(52%)で一番多く、2013 年度と割合は変化ない。次いで毎月調査が 20 本(22%)ある。これら 2 つの周期調査と「四半期」「半年」を加えた 1 年以内の周期調査は 73 本あり、全体の 8 割を占める。この割合は 2013 年度と変わらない。

表 I-3-9 調査周期別の状況(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
毎 月	21(25)	22(26)	23(22)	18(19)	20(22)
四 半 期	6(7)	5(6)	5(5)	5(5)	5(6)
半 年	3(4)	3(4)	3(3)	3(3)	2(2)
毎 年	40(47)	34(40)	48(45)	51(53)	46(52)
2 年	3(4)	6(7)	1(1)	4(4)	3(3)
3 年	2(2)	4(5)	1(1)	1(1)	1(1)
4 年	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
5 年	4(5)	3(4)	18(17)	9(9)	3(3)
10 年	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
不 定 期	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)
一回限り	4(5)	4(5)	6(6)	4(4)	7(8)
そ の 他	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)	89(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.8 契約の根拠法別の状況

2014 年度の民間事業者を活用した公的統計調査は、公サ法に基づく民間開放が 18 本(20%)、会計法に基づく民間開放は 71 本(80%)であった。公サ法に基づく統計調査の民間委託は、2014 年度は 3 件増えた。

2010 年度からの推移でみると、公サ法に基づく民間開放はおおむねその成果をあげていると評価されている。よって入札契約年度に事業評価を経て新フローに移行している。

なお、公サ法に拠らずとも民間委託の成果を上げている公的統計調査もあるが、

JMRA としては、市場化テストの意に沿い、公サ法適用の公的統計調査として推薦したい。

表 I-3-10 契約の根拠法(本数、構成比)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
公サ法	15(18)	13(15)	15(14)	15(15)	18(20)
会計法	70(82)	71(85)	91(86)	82(85)	71(80)
合 計	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)	89(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.9 公共サービス改革法別に基づく民間委託の状況

公サ法に基づく民間委託は、8 府省で合計 18 本、契約金額では 12 億 7 百万円と前年より 1 億 36 百万円ほど増加した。これは経済産業省の「石油製品需給動態統計調査」他 2 本が新たに公サ法案件となったからである。

本数が最も多いのは農林水産省と経済産業省で 5 本、次は総務省、厚生労働省が各 2 本、他の府省は 1 本となった。

契約金額では、2013 年度と変わらず総務省が最多で 3.9 億円、以下、経済産業省 2.6 億円、厚生労働省 2 億円、農林水産省 1.9 億円、となっている。

公サ法に基づく民間開放の契約金額 12.07 億円は、公的統計調査の民間開放の契約金額全体である 55.9 億円の 22%となる。2013 年度に比べ全体の金額が上がったため、公サ法案件の金額は増加したが、比率としては下がっている。

表 I-3-11 公共サービス改革法に基づく民間開放の状況(①本数、②契約金額：百万円)

	① 本数(上段)		② 契約金額：百万円(下段)		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
内閣府	1 本 176(26)	1 本 189(27)	2 本 189(17)	1 本 100(9)	1 本 100(8)
総務省	1 本 18(3)	1 本 23(3)	2 本 387(35)	2 本 387(36)	2 本 389(32)
財務省	1 本 15(2)	1 本 23(3)	1 本 23(2)	1 本 23(2)	1 本 53(4)
厚生労働省	3 本 171(25)	2 本 166(24)	2 本 203(18)	2 本 203(19)	2 本 203(17)
農林水産省	5 本 181(27)	5 本 174(25)	5 本 185(17)	5 本 185(17)	5 本 185(15)
経済産業省	1 本 102(15)	1 本 102(15)	1 本 110(10)	2 本 152(14)	5 本 257(21)
国土交通省	1 本 3(0)	1 本 3(0)	1 本 3(0)	1 本 3(0)	1 本 3(0)

	① 本数(上段)		② 契約金額：百万円(下段)		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
環境省	2 本 15(2)	1 本 15(2)	1 本 5(0)	1 本 16(1)	1 本 16(1)
合 計	15 本 681(100)	13 本 695(100)	15 本 1,106(100)	15 本 1,071(100)	18 本 1,207(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

「容器包装利用・製造等実態調査」は経産省で積算。

公サ法に基づく民間委託の委託先は、本数では「JMRA 会員社」が 11 本としており、次は「団体」の 4 本である。契約金額では「JMRA 会員社」9.7 億円(80%)である。「団体」が経済産業省案件を 3 件受託したことにより「JMRA 会員社」は比率を下げているものの、大きなウェイトを占めていることには変わりはない。過去 5 年間の推移をみると、「JMRA 会員社」が公サ法案件を多く受注していることがわかる。JMRA としては公サ法の入札制度について大変評価をしており、今後とも引き続いて公サ法案件に注視していきたい。

表 I-3-12 公共サービス改革法に基づく民間開放(③委託先・本数、④委託先・契約金額)

	③ 委託先本数(上段)		④ 委託先、契約金額：百万円(下段)		
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
JMRA 会員社	6 本 530(78)	6 本 601(86)	11 本 1,069(97)	11 本 996(93)	11 本 970(80)
シンクタンク	0	0	0	1 本 42(4)	1 本 42(3)
その他民間	7 本 76(11)	6 本 84(12)	3 本 31(3)	2 本 27(2)	2 本 86(7)
団 体	2 本 75(11)	1 本 9(1)	1 本 6(1)	1 本 6(1)	4 本 108(9)
合 計	15 本 681(100)	13 本 695(100)	15 本 1,106(100)	15 本 1,071(100)	18 本 1,207(100)

注 ()内は、構成比:%。個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係。

3.1.10 複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計の複数年契約は 18 本、全体の 20%である。複数年契約の本数は農林水産省が最も多くて 5 本、次いで経済産業省 4 本、総務省 3 本、厚生労働省が 2 本の順となっている。

2010 年度からの推移をみると、農林水産省(5 本)に次いで経済産業省が 4 本と伸ばしているが、「石油製品需給動態統計調査」他 2 本が増えたからである。

表 I-3-13 複数年契約の状況(本数)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
内閣府	0	0	0	1	1
総務省	4	4	4	3	3
財務省	1	1	1	1	1
厚生労働省	3	2	2	2	2
農林水産省	5	5	5	5	5
経済産業省	1	2	2	1	4
国土交通省	1	1	1	1	1
環境省	2	1	1	1	1
合 計	17	16	16	15	18

2014 年度の複数年契約は、3 年契約が 16 本、4 年契約と 5 年契約が各 1 本となっている。複数年契約は 3 年契約が中心ということは変わらない。

3.2 「その他調査」の受託実績

JMRA 会員社は、公的統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)以外で、「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」等から発生するアンケート調査等を各府省から受託している。本委員会は、それらを「その他調査」として「調査インフラ等に関する実態調査」とは別に各社からの自己申告の方式で調べており、2014 年度も同様に実施した。

JMRA 会員社は各府省から 13 社が受託し、15 府省から受託本数 70 本、受託金額 6.6 億円となっている。

受託金額が最も多いのは内閣府で 2.8 億円(26 本)、次いで総務省 0.8 億円(10 本)でその次は国交省と環境省が 0.6 億と続いている。

1 本当たり単価は 941 万である。「その他調査」はその時々状況により、多種多様で本数も金額も変わる。トレンドとして参考にしたいのは、平均単価で 1 千万前後で推移している。

過去に刊行した「公的市場に関するレポート」を辿ってみると、JMRA の会員社が受託した府省(行政機関を含む)の数は、2010 年度 16、2011 年度 10、2012 年度 14、2013 年度 14、2014 年度 15 であり、JMRA 会員社の各府省(行政機関を含む)への浸透は、「その他の調査」において引き続き堅調とみることができる。

表 I-3-14 JMRA 会員社の中央府省における「その他調査」受託実績

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
事業者数(社)	13	10	9	10	13
受託本数(本)	102	73	77	96	70
受託金額(万円)	98,981	114,548	89,410	75,793	65,863
受託単価(万円)	970	1,569	1,161	790	941

注 受託単価は 1 万円未満を四捨五入している。

なお、2.4 表 I-2-2 にあるように、2015 年 4 月に内閣府大臣官房政府広報室太田参事官より「政府広報室の世論調査について」と題して講演をいただいた。JMRA 会員社は公的統計調査のみならず、世論調査についても深く関わっており、世論調査概要についての理解と関心を高めた。講演の内容は巻末資料編に収録してある。

3.3 まとめ（公的統計調査と「その他調査」）

2014 年度の公的統計における民間開放の市場規模は 55.9 億円で、そのうち JMRA 会員社の契約金額は 38.1 億円と全体の 3 分の 2 を占めている。公的統計調査以外で府省を顧客とする「その他調査」では、13 社が受託して 70 本を獲得、契約金額ベースでは 6.6 億円である。公的統計調査と「その他調査」を合わせると、JMRA 会員社は中央省庁から約 44.7 億円の調査業務を受託していることになる。

2010 年度からの推移をみると、JMRA 会員社の公的統計調査契約金額は 2010 年度 21 億円に比べて 181%の 38.1 億となっており、年度によって増減はあるものの一定の増加基調といえる。「その他調査」を合わせた契約金額では 44.7 億となり 145%となっている。2013 年度に懸念した減少傾向も杞憂に終わり、民間委託の基調は変わらないということがはっきりしたといえよう。

表 I-3-15 JMRA 会員社の中央省庁からの調査業務(受託金額：百万円)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
公的統計	2,100(100)	3,294(157)	3,661(174)	1,920(91)	3,810(181)
「その他調査」	990(100)	1,145(116)	894(90)	758(76)	659(67)
合 計	3,090(100)	4,439(144)	4,555(147)	2,678(87)	4,469(145)

注 ()内は、2010 年度を 100 としての指数。

第 4 章 民間事業者のインフラ等の状況

——「調査インフラ等に関する実態調査(2014 年 11 月)」より——

4.1 調査の改訂

「調査インフラ等に関する実態調査」は今年度で 7 回目となり毎年調査票の見直しをしているが、今回は公的統計調査等の民間委託が進む中で、JMRA 会員社がどのように基盤整備に取り組んだかという観点で資格認証、検定調査等の設問等に更なる改善を施した。

2013 年度から ISO20252 がどのように認知され、認証取得意向があるかということと、統計調査士、専門統計調査士取得に向け会員社の社員個人のスキルアップはどうなったかという点について継続して調査した。これらは公的統計調査がまさにプロセス保証を目指していこうとするなか、企業として個人として品質を担保するために必要と考えるからである。

そして調査の実施状況について、手法毎に細かく分析を試みた。伝統的手法の調査員調査の実態はどうか、国が重きをおこうとしている郵送調査の実態はどうか、民間のイ

インターネット調査は国のオンライン調査に対応可能か等について把握を試みた。

なお、2013 年度に施行した当該年度の受託予測調査であるが、期中（当該年度の 11 月）の調査ということもあり、正確な数字の把握はやや難しいという判断で 2014 年度は中止した。よって「調査インフラ等に関する実態調査」と落札情報（「表ⅡA-3-2」）とは年度による違和感があるかも知れないがお許しをいただきたい。

4.2 ISO20252 に関する状況(会員社の取り組みについて)

詳しくは第Ⅱ部をみていただきたいが、ISO20252 の 9 割に迫る認知率と 1 割に満たない取得率のギャップについては、中小規模の事業者が多いという業界の事情があるといわざるを得ない。また必要性については、「必要性を感じている」「必要性をやや感じている」と約 3 割が肯定的であるが、取得へ向けての大きな流れとはなっていない。しかしながら、2013 年度にも指摘をしたが、公的統計調査へプロセス保証を導入する動きが確実にっており、また ISO20252 認証協議会としても中小規模の会員社が取得しやすいプログラムを提供するようになったので、会員社は公的統計調査やその他調査の受託に向けて、今一度取得に向けて具体的な検討をしていただきたい。

非取得理由として「クライアントが規格認証にこだわらない」「取得するメリットが感じられない」「取得に時間や人手・費用がかかりそう」等がある。JMRA は品質管理について、マーケティング・リサーチ綱領の設定や JMRQS (JMRA:Marketing Research Quality Standard) という高い自主基準を設けて現在に至っており、また国際的に Web アナリシス（インターネット調査）も ISO20252 の傘下に入ることが議論されている。クライアントの品質に対しての要求がグローバル基準になることは早晚避けられないという見通しとともに、クライアントと調査会社が一体となって品質のプロセス保証へ動くことで、取得の契機になるかもしれない。公的統計調査だけでなく、産業全体の発展ととらえなおして取得推進へ後押ししたい。

4.3 会員社の手法別状況

JMRA に加盟している正会員社 130 社の内、今回、回答のあった 63 社の調査員の保有状況をみると、35 社 (55.6%) が各種調査に対応できる調査員を保有している。

調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が 27 社、1 社あたり 458.4 人で最も多く、以下、「ミステリーショッパー」20 社 280.2 人、「来店者・来街者」22 社 156.4 人、「電話調査」18 社 77.8 人、「C L T」26 社 84.8 人と続いている。

また、1 社当たりのすべての手法を含む調査員平均保有人数は、640.7 人であった(表 I-4-1 参照)。

全国で稼働可能な訪問調査員数は、推計すると延べ約 12,376 人ということとなる(重複あり)。そのうち統計調査員との重複割合は、35.8%となっている。

地域別(ブロック別)にみると、人数の多い順に首都圏(東京、千葉、埼玉、神奈川)、九州、近畿の順となり、都市圏に集中していることがわかる(表 I-4-2 参照)。

表 I-4-1 調査手法別保有調査員数

	全体(社)	平均(人)
訪問調査	27	458.4
ミステリーショッパー	20	280.2
来店客・来街者	22	156.4
電話調査	18	77.8
C L T	26	84.8
その他	8	85.9
保有社	27	640.7

注 「ミステリーショッパー」とは覆面調査、「C L T」とはセントラルロケーションテストの略。

表 I-4-2 地域別平均稼動可能訪問調査員数(人)

北海道	東北	北関東	首都圏	北陸信越	東海	近畿	中国	四国	九州
27.2	58.8	28.9	129.6	47.4	58.3	92.6	49.8	29.6	93.6

注 各手法、各社エリア間の重複を許容しているため合計は、訪問調査の平均とは異なる。

4.4 会員社の研修の状況

社員や調査員の研修実施内容については、双方ともに「プライバシーマーク規定に基づく研修」が 93.7%という高実施率であった。これは回答各社がプライバシーマークを取得している調査会社であることを物語っている。

社員に対して実施率が高いのは、社員に対する「個別のスキルアップ研修」(63.5%)、事例報告研修(55.6%)である。また研修の実施方式であるが、「社内で社員が研修を実施」とした割合が 90.5%と高かった。各会社で工夫を凝らしていることが推察できる。

調査員の研修は概ねプライバシーマークに沿った研修であり、そのほかのスキルアップは 10～20%程度となっており、調査員に対しては依然として残された課題となっている。

4.5 会員社における社員等の資格

会員社社員の調査スキルの能力を測る資格として、日本統計学会の統計調査士・専門統計調査士、社会調査協会の社会調査士・専門社会調査士があるが、併せて統計検定も調査している(巻末資料「調査インフラ等に関する実態調査報告書」VI-1)。統計調査士・専門統計調査士取得者は回答社でそれぞれ 266 人、272 人となっており、社会調査士・専門社会調査士取得者は同じく 33 人、30 人となっている。統計検定 2 級資格者は 12 人を数えたが、同 1 級はいなかった。統計調査士・専門統計調査士受験者は発足時より減ってきているが、一応の会員社社員のキャリア底上げに寄与していると考えられる。

また 2013 年度は「統計調査士・専門統計調査士受験対策講座」を開設したことにより、認知・参加状況を調査した。認知度は 46.0%でそのうち参加した会社は 31%であった。受験者が減ってきて、「調査インフラ等に関する実態調査」で資格の現業での有効性が問われているが、統計調査士・専門統計調査士試験の難易度が格段に上がってきている

ことから、講座の重要性も増すものと期待される。この資格制度が創設されて以来 4 年間経過し、2013 年度からは統計調査士の対象を学生に変更するなど毎年内容が変化している。引き続き今後の動向を注視するとともに、さらに会員社にとって有効なプログラムを模索していく。

調査員については、相変わらず有効な施策が打てていない。統計調査士資格は既に対象が主に学生となってしまったことで、調査員に対しては別のプログラムが必要との認識を持っているが、まだ有効な手段を講じることはできていない。インターネット調査が全盛の時代ではあるが、調査員の役割に変わりはなく、原点に返り何らかの方策を検討していきたい。

4.6 会員社の資格と受託実績

中央府省の入札に必要な参加資格「中央省庁全省統一資格」に登録している会員社は、41%、26 社で、内訳は「A ランク」3 社、「B ランク」7 社、「C ランク」16 社であった。未登録等資格なしとみなされるものが 59%となっている。国や自治体等へ民間事業者の参入のためには資格取得が必要であるが、これが現実である。大規模あるいは条件の厳しい調査はさらに資格条件が厳しくなるが、「A ランク」「B ランク」合わせても 10 社である。国や自治体へ目を向け、ビジネスチャンスを失わず、業界全体として力をつけていくことが肝要である。

2013 年度、中央府省からの受託実績の本数は 154 本で、2012 年度の 162 本より減少しているが、「調査インフラ調査等に関する実態調査報告書」には記載していないが受託社数は 14 社から 7 社増加して 21 社となった。中央府省からの受託状況を業務種類別（巻末資料「調査インフラ等に関する実態調査報告書」IX2）でみると、「基幹統計・一般統計」では 79 本、約 27 億であり、「公的統計調査以外」の調査では 75 本、約 7 億で計 154 本、約 34 億となっている。「地方自治体／外郭団体／独立行政法人」では 917 本、約 22 億となっており、中央府省と合算すると、1,071 本、約 56 億の受託となる。「地方自治体／外郭団体／独立行政法人」は詳しい調査項目をとっていないためこれ以上の分析はできないが、民間事業者は公的な市場からかなりの受託ををしていることがわかる。

調査手法別の受託本数（表 I-4-3）で調査員調査は、中央府省、自治体等で合計 72 本あり、一定の受託をしていて 2012 年度よりもわずかではあるが増えている。郵送調査も同様で、自治体等での本数増加が著しい。インターネット調査は減少となっていて、民間市場ほどの動きはない。

調査手法別の受託金額（表 I-4-4）の最多は郵送調査の 35 億円であり、2012 年度よりは減少となったが自治体等では伸びている。調査員調査の金額は中央府省、自治体等でも減少となっている。これは消費動向調査が郵送調査等へ切り替えが行われているためではないかと考えられる。

表 I-4-3 業務手法別受託本数(2013 年度)

(本)

	合計		中央府省		自治体・外郭・独法	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
調査員調査	70	72	26	35	44	37
郵送調査	535	609	77	68	458	541
インターネット調査	284	231	46	29	238	202
その他調査	133	156	13	19	120	137
合計	1,022	1,071	162	154	860	917

注 合計と中央省庁の合計と各手法の計はあわない。これは調査手法不明が 3 件あったためである。

表 I-4-4 業務手法別受託金額(2013 年度)

(百万円)

	合計		中央府省		自治体・外郭・独法	
	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度	2012 年度	2013 年度
調査員調査	2,879	1,364	2,530	1,165	348	199
郵送調査	4,491	3,507	3,071	1,871	1,419	1,636
インターネット調査	348	325	67	148	280	176
その他調査	273	335	70	167	202	168
合計	7,992	5,563	5,740	3,384	2,252	2,179

注 合計と中央省庁の合計と各手法の計はあわない。これは調査手法不明が 3 件あったためである。

第 5 章 2014 年度の総括と今後の展望

5.1 公的統計調査の民間委託概観

5.1.1 民間委託の状況

2014 年度に民間委託された公的統計調査は、JMRA の調べでは 89 本、契約金額は 55.9 億円である。前年度比較では、本数では減少したが契約金額は大幅に上回り(137%)、V 字回復となった。これは経済センサス基礎調査・商業統計調査等の受託によるが、経済センサスは 5 年周期の中で基礎調査と活動調査があり、金額が大きいために振幅が大きいこととなる。2013 年度のレポートで報告したように、今後の民間委託の方向ということでは、増えることはあっても減ることはないという見方のとおりとなった。中央府省の公的統計調査以外のその他の調査、また各自治体、外郭団体、独立行政法人等の公的機関も数多く民間委託を実施しており、今後とも民間委託がますます増えると考えられるので、民間事業者も確実な体制を組んで対応することが求められる。

民間委託された公的統計調査の契約金額のシェアでは、「JMRA 会員社」が 38.1 億円で 68%を占めて第 1 位である。2013 年度(47%)からシェアを大幅にアップした。

また JMRA は、会員社を対象として、公的統計調査以外の中央府省からの受託実績(「その他調査」)を把握するために、毎年 3 月に自己申告方式で調べている。それによ

ると 2014 年度の「その他調査」受託実績は 70 本、6.6 億円となった。

公的統計調査と「その他調査」を合わせた JMRA 会員社の受託金額は、44.7 億円となった。2013 年度はいったん下降となったが、また回復したことは前に述べたとおりである。引き続き中央府省から JMRA 会員社に期待が寄せられると考え、JMRA 会員社は公的統計調査や「その他調査」にますます腰を据えた取り組みが必要である。

5.1.2 民間事業者の状況

民間事業者は公的統計調査等に対応するため、社内外で研修を実施している。数多く実施しているのはプライバシーマーク研修である。「調査インフラ等に関する実態調査」の回答社では社員に対し 90%台の会員社が研修を行っている。またスキルアップ研修、事例報告研修の割合が高い。専門統計調査士の保有者は昨年 16 社 233 人であったのが 272 人、統計調査士は同 15 社で 168 人であったのが 266 人となった。年々増加していることは、基本的に JMRA 会員社が本資格を奨励している証左であるといえよう。研修の実施方法は、「社内で社員が研修を実施」が一番多かったが、統計調査士・専門統計調査士とも年々難しくなっており、本委員会が開設した受験対策講座を積極的に利用することもひとつである。経営サイドにはさらなる支援を望み、有資格者を増やしていただきたい。

実査のプロセスを保証する ISO20252 認証は、現時点では 6 社となっている。ISO20252 認証協議会では、10 社取得へ向けてプログラムを改訂しているが、業界の零細な中小規模の会社ではなかなか増やすことが困難である。「調査インフラ等に関する実態調査」で、23.8%の会員社が ISO20252 を必要と感じているが、取得意向は 10.7%、6 社である。現取得会社 6 社に今後の取得意向会社 6 社を加え 2 桁にできることで少しずつではあるが成果を上げている。必要を感じていない会社は、「取得するメリットが感じられない」「クライアントが規格認証にこだわらない」等々の理由が多い。取得するメリットは、クライアントとの関係によるところが大きい。既にふれたとおり、Web アナリシス（インターネット調査）も国際規格として議論されて ISO20252 のなかに盛り込まれる方向となっており、クライアントがグローバル化していけば会員社も中小問わず取得の動機づけとなるであろう。また当然公的統計調査のスタンダードともなり、民間事業者とりわけ JMRA 会員社にとっては資格を有して品質を維持していくことが大変重要となってくる。

調査員を取り巻く環境は、高齢化と採用難という現実にしめられており、その要因は予算減少、ICT 等手法の変化及び社会環境の変化による。しかし調査員稼働型の調査は依然として残っており、調査員のモチベーション維持に向けた施策及び品質管理には十分留意する必要がある。研修の項では触れなかったが、調査員への教育研修は引き続き重要課題である。

郵送調査は、設備投資をそれほど必要としない手法であるので、会員社の多くが参入しやすい手法である。「調査インフラ等に関する実態調査」では、官民市場の合算であるが、2013 年度の郵送調査手法は 6 割の会社が採用しており 1,415 件の実績となった。1 社当たり 36 件である。公的統計の民間委託は郵送調査を中心という方向であるので、会員社の創意工夫と経験知で受託能力を広げていただきたい。

同様にインターネット調査をみると、パネル保有社が 16 社 25.4%であった。外部委託も含めると約 83%がインターネット調査業務に対応している。実施件数は、2013 年度に 27,170 件であり、2012 年度（29,713 件）同様の規模となっている。インターネット調査は JMRA 会員社以外でも当然実施されているが、JMRA 会員社はプロセス管理、分析業務という点でアピールできる分野である。公的統計調査では民間のパネルを使ったインターネット調査はまだ採用が難しいが、今後の広がり期待したい。

5.1.3 仕様書及び入札制度について

ガイドライン推進小委員会は委員会発足以来、仕様書の分析・提言を行ってきた。要点は透明性の確保、情報の開示、評価基準の明確化等々の課題であった。2014 年度は 4 案件を分析対象としたが、いろいろな案件を選択したので興味深い内容となった。

昨年度に引き続き公サ法による実施要項・仕様書については調査研究の対象からは除外し、各府省統計主管課長等会議申合せの「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成 24 年 4 月 6 日改正）」に基づいて行っている。なお、ガイドラインについては、新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」で、2016 年度（平成 28 年度）までにプロセス保証の考え方を導入する方向について結論を得るとしているため、2015 年度の本委員会で民間事業者案として検討できるのではないかと考える。

また各府省とは民間事業者が公的統計調査等に参入するうえで適切な仕様書はどうあるべきかというテーマで、仕様書の改善について意見交換を行っている。各府省も応札者を増やし透明性のある入札としたいということで、本委員会としても積極的に意見を述べさせていただいた。

ここで多少の整理を試みるならば、民間事業者にとって関心事は次のようなことであり今後の議論としたい。

- ・実績情報の開示（見積もりが可能な情報開示ができていないか）
- ・リスク情報の開示（品質目標の難易度や仕様書で読み取れない事項は何か）
- ・予算情報の開示（事業者の見積もりと大きく外れていないか）
- ・品質担保の内容（特に新規案件の場合、品質目標の妥当性根拠は何か）
- ・一者応札の改善
- ・低価格品質劣化の防止策

なお、一者応札の改善策として、包括発注から分割発注へという案も聞こえてくる。本委員会としては分割発注には異を唱えたい。調査工程の包括的実務こそ調査の理解と品質を達成できるというもので、部分工程の業務では調査そのものの品質を落としかねない。たとえば調査票の設計、印刷は、その後の対象者の協力率や審査・集計に影響するからである。調査は人が最も介在する業務である。JMRA 会員社社員はリサーチャーという専門職であり、包括発注を継続して一貫した工程を担わせていただきたい。

5.2 新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関して

2014 年度より新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」が制定されて一年がたつが、JMRA にとって表立った動きはまだみえてこない。JMRA は 2001 年より JMRQS

として、マーケティング・リサーチ実施のための品質管理基準を自主的に設けてきた。これはマーケティング・リサーチ業界における品質管理上のミニマム・スタンダードとして、また JMRA 正会員社の行動規範として、非科学的な調査を排し、個人情報とプライバシーの保護に万全を期し、マーケティング・リサーチ機関としての使命と社会的責任を果たそうという高い倫理規範のもとに設定されたものである。これらは「ICC/ESOMAR(国際商業会議所／ヨーロッパ世論・市場調査協会)MR 綱領」と「EMRQS(EFAMRO:ヨーロッパ市場調査団体連盟の市場調査品質基準)」に準拠し、国際的に市場調査機関に要請されているすべての事項(事実上の国際標準)に適合させることを前提としたものである。そしてこれらの自主基準は ISO20252 と発展していき、公的統計調査の品質確保にも生きている。

JMRA 会員社は調査対象者の回答を正確にクライアントに伝えることを使命とし、そのために正しく調査を行い、その回答を正しく集計し分析する必要があることは言うまでもない。

今般、国は公的統計調査にプロセス保証を盛り込む方向で、国際基準の ISO20252 について分析をしているところである。公的統計に品質保証のプロセス管理を導入することに JMRA 並びに本委員会としては積極的に関与していきたい。今後意見交換等の機会が訪れようが、公的統計調査のプロセス保証、並びに公的統計調査の民間委託に際してプロセス保証をどうするかを検討したい。また JMRA の ISO20252 認証協議会と委員会連携を継続し、会員社の認証取得へ働きかけたい。

5.3 民間事業者の公的統計調査への対応

「調査インフラ等に関する実態調査」において、国から公的統計調査等の受託を目指す意向については、今年度は 53.9%と昨年度(44.4%)よりは、大きく上昇している。それも「実査から集計までの業務一貫型」で 55.6%と高率である(昨年度 49.2%)。委員会活動が少しずつ浸透してきたのか、国の入札に関する制度の改善なのかはわからないが、大きな変化である。会員社の数が多くはないので、量的に大きく増えるということではないが、今後とも会員社には本委員会を通じて公的統計調査の情報を発信していきたい。

個別的な対応をみると、郵送調査を主体とした手法は最も参入したく、調査員調査、インターネット調査も 40%台を維持している。インターネット調査は「その他調査」ということになるだろうが、旺盛な参入希望となっている。

参入に際しての対応策として「業務委託先の拡充」が多い。自前のインフラだけでは公的統計調査の受託は難しいと判断しているわけで、同業・異業種問わず共同で対応していくということだろう。共同事業体や再委託等の業務提携について研究をし、工夫を凝らす必要があるだろう。

次には意外にも「調査員の教育」「調査員の確保」があがってくる。リアルな人材の養成が追い付いていないとみるべきであろうか。

また「人材(社員)の育成」も同等である。昨年度も触れたが、公的統計をはじめとして調査のマネジメントには人材のウェイトが大きい。特にプロジェクトを運営・管理できる人材が必要である。訓練された人材を増やし、民間委託をしっかりと支えなければならない。

4.6 で述べたように業界自体は大きくないし、公的統計を担っていける会員社もそう多くはない。繰り返すが、共同事業体等工夫をしながら対応力を磨くべきではないか。

ISO20252 について今年度は大きな進展はなかったが、新しい公的統計調査の基本計画もあり、また ISO20252 認証協議会では会員社の経費負担を考慮したプログラムを作成しているので、多くの会員社が取得を目指す環境が整ったといえる。

会員社の社員の知識を得て実務能力を高めるために、統計調査士、専門統計調査士の資格取得を積極的に推奨してきたが、多くの会員社の社員が資格取得をめざした山は過ぎつつある。今後はその知識を生かすことで実務の品質維持に役だたせ、2014 年度に開設した講座も引き続き実施し品質のプロセス保証を確立するために貢献していく。

公的統計調査の民間委託は、昨年度、調査内容の担保をどうするかという段階に入ったと記載したが、正念場はこれからである。国は公的統計調査を確保するための仕組みを作り、そのうえで民間事業者へ委託する際のガイドライン改訂へと繋げていく。JMRA 並びに本委員会としては、引き続き産官学で綿密な連携を取り、公的統計調査の品質が確実に担保されるために努力をしたい。

第二部

各小委員会の活動報告

- A.「市場動向分析小委員会」報告**
- B.「ガイドライン推進小委員会」報告**
- C.「資格制度検討小委員会」報告**

A. 「市場動向分析小委員会」報告

2015 年 5 月

市場動向分析小委員会

第 1 章 市場動向分析小委員会の活動

1.1 目的

市場動向分析小委員会(以降、当小委員会)の目的は、公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

1.2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1) 府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- (2) 「調査インフラ等に関する実態調査」結果

1.3 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計調査市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

JMRA 会員社を対象として行っている調査は、2008 年度より数え本年度で 7 回目となった。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは 3 回目の調査となっている。

1.4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎(株)東京サーベイ・リサーチ 芦川 勝彦

○(株)インテージ 里吉 秀之

(株)インテージリサーチ 鋤柄 卓也

(株)サーベイリサーチセンター 齋藤 禎彦

(株)日本リサーチセンター 吉田 佳子

(株)ビデオリサーチ 森 正実

(株)マーシュ 窪田 美希

楽天リサーチ(株) 上原 惇

◎：リーダー ○：サブリーダー

第2章 検討結果の要約

2.1 公的統計の民間開放の状況

2014年度の民間事業者等を活用した公的統計は89本、55億8,812万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は38億1,474万円であり、全体の約7割を占めている。

府省別に見ると、経済産業省が28本、30億円であり、本数・金額ともに最大であった。本数では国土交通省18本、厚生労働省と農林水産省が10本と続いている。金額では総務省9億円、国土交通省5億円、厚生労働省3億円の順となっている。

落札情報の収集活動における課題および問題点について下記のような点があげられる。①統計月報の公開が当該月から数か月経過しているという状況であり、計画的な収集活動が困難であったこと、②府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったこと等である。なお、各府省における落札情報の掲載状況は表ⅡA-3-1にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。その一方で、落札情報の収集活動にあたり、府省側で情報収集の窓口としての担当者を立てて、当小委員会の収集活動にご協力をいただいた府省も見受けられた。

表ⅡA-2-1 2014年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA 会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総計	89	31	5	39	14
	558,812	381,474	44,604	100,683	32,051
内閣府	8	5	1	2	－
	31,061	19,615	9,806	1,639	－
総務省	7	5	－	2	－
	88,459	85,082	－	3,377	－
財務省	1	－	－	1	－
	5,290	－	－	5,290	－
文部科学省	1	－	－	1	－
	697	－	－	697	－
厚生労働省	10	3	－	7	－
	33,891	25,140	－	8,751	－
農林水産省	10	4	－	3	3
	26,822	18,271	－	1,170	7,381
経済産業省	28	8	3	9	8
	300,962	202,624	32,562	54,606	11,170
国土交通省	18	4	1	10	3
	52,695	15,101	2,236	21,858	13,500
環境省	6	2	－	4	－
	18,935	15,640	－	3,295	－

注1 表ⅡA-3-2を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位：本)、下段は受託金額(単位：万円)を表す。

2.2 JMRA 会員社の公的統計への対応状況（「調査インフラ等に関する実態調査」より）

JMRA の会員社に対する調査は、本年度で 7 回目となり、「調査インフラ等に関する実態調査」と調査タイトルを改称してからは 3 回目の調査となる。主に聴取をしたのは、「ISO20252 等の認証資格」、「調査員」、「社員や調査員の研修」、「社員や調査員の資格」、「各調査手法について」、「官公庁業務とのかかわり」、「官公庁業務の受託状況」についてである。

このうち、聴取項目として設けた「ISO20252 等の認証資格」、「各調査手法について」のほか、資格、官公庁業務の受託状況の調査結果概要を下記に記す。詳細については巻末の資料編を参照されたい。

ISO20252 の認知率は 8 割に達するものの、取得率は 1 割であり、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。ISO20252 を含めた各種規格認証の非取得意向の理由として多くあがっているのは、取得するメリットが感じられない、コストや労力がかかる、得意先からのリクエストがないこと、業務上必要がないことであった。ISO20252 は約 2 割の会員社が必要性感じると回答している。必要性感じている理由としては、社内の品質管理・マネジメント向上、クライアントからの信頼向上、リサーチ業界の地位向上が上位にあがっている。必要性感じていない理由としては、取得するメリットが感じられない、クライアントが規格認証にこだわらない、公的統計などの官公庁業務が少ない、などがあがっている。

社員や調査員の資格について、統計調査士が 15 社、266 人、専門統計調査士が 16 社、272 人である。JMRA 会員社における専門統計調査士の支援状況についてみると、非告知が 1/3 を超えており、認知レベルでの課題が伺える。推奨度も高くなく、1 割に届いていない。JMRA 会員社における受験者数は統計調査士および専門調査統計士の昨年よりも減少している。受験対策講座の認知は 5 割に届かず、認知している会員社（29 社）のうち、参加をしたのは 9 社にとどまった。非参加理由としては、日程の問題や必要性がないといった意見があがっている。

JMRA 合計の各調査手法別の実施案件本数について、訪問調査は 1,131 本、郵送調査は 1,415 本、電話調査は 494 本、インターネット調査は 2 万 7,170 本となっている。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割（16 社）であった。実施体制は「一部社内、一部外部委託」が約 7 割を占めている。

2013 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割であった。官公庁からの受託本数は 1,071 本、受託金額は 55 億 6,347 万円であった。府省からの受託本数は 154 本、受託金額は 33 億 8,449 万円であった。府省別に本数をみると、経済産業省（17 本）、厚生労働省（14 本）、総務省（10 本）が多くなっている。調査手法別にみると、郵送調査が本数、金額ともに 6 割程度を占めている。

表ⅡA-2-2 JMRA 会員社の官公庁からの受託実績時系列比較

	合計	府省	地方自治体・ 外郭団体・ 独立行政法人
2009 年度	896	112	784
	428,674	200,204	228,470
2010 年度	840	95	745
	585,067	283,618	301,449
2011 年度	1,180	108	1,072
	879,814	569,160	310,654
2012 年度	1,024	165	859
	789,248	574,011	215,237
2013 年度	1,071	154	917
	556,347	338,449	217,898

注 1 JMRA 公的統計基盤整備委員会「調査インフラ等に関する実態調査」より作成。

注 2 各欄の上段は受託本数(単位：本)、下段は受託金額(単位：万円)を表す。

第 3 章 公的統計の民間開放の状況

3.1 2014 年度公的統計の民間開放の状況

2014 年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、主に下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

1 つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会では民間事業者の活用とは「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計月報」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計および一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で 2013 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2 つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会および訪問等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額とした。

表ⅡA-3-1 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

		落札情報ページへのパス						
	トップページ URL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	外部サイト
内閣府	http://www.cao.go.jp/	トップページ ＞調達情報 (画面下部関連情報・関連サイトバナー)	各種公示(入札・落札・意見招請・資料提供要請等)(調達情報掲載サイト)	落札者等の公示	統一資格審査申請・調達情報検索サイト(外部サイト) ＞落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達期間・調達期間所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/pr005/JoInActionJP.do
総務省統計局	http://www.stat.go.jp/	トップページ ＞【インフォメーション】内調達情報 (画面中段右側)	公共調達の適正化に基づく公表	該当年・月のPDFまたはエクセル選択				
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ 【申請・手続】内 ＞調達情報・電子入札 (画面右側バナー)	調達情報	大臣官房会計課	公共調達に係る公表	該当年・月のPDFまたはエクセル選択		
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ ＞調達情報 (画面中程右側のバナー)	調達情報	入札・落札等情報(物品・役務)	該当年度選択			
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	トップページ 労働省からの御案内 【申請・募集・情報公開】 ＞調達情報 (画面下部)	調達情報一覧	厚生労働省本省など各部署、施設を選択	落札公示 ※厚生労働省本省の場合	該当案件官報掲載日選択		
農林水産省	http://www.maff.go.jp/	トップページ ＞【調達・入札】 調達情報・公表事項 (画面下部右側)	【調達・入札】 ＞調達情報・公表事項	入札公告等の情報(物品・役務/建設工事及び測量・建設コンサルタント関係)	随意契約に関する公示落札者の公示(WTO対象案件に限る) ＞落札者等 ※画面左最下部	該当案件選択		
経済産業省	http://www.meti.go.jp/	トップページ ＞お知らせ (画面上部)	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択			
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/	トップページ ＞お問合せ・申請 (上部バナー)	調達情報	調達情報	統一資格審査申請・調達情報検索サイト(外部サイト) ＞落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達期間・調達期間所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/pr005/JoInActionJP.do
環境省	http://www.env.go.jp/	トップページ ＞申請・届出・公募 (画面上部)	調達情報	過去の契約情報	契約情報の公表	該当契約年選択	該当契約月・競争入札・随意契約選択	

	落札情報の掲載内容										
	品目分類 番号	調達件名 及び数量	調達方法	契約方式	落札決定 日	落札者の 氏名及び 住所	落札価格	入札公告 日または 公示日	随意契約 の場合は その理由	指名業者 名	落札方式
内閣府	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
総務省統計局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	あり(調達 件名の み)	あり	あり	あり	あり	あり(税 込み)	あり(入 札公告日 のみ)	-	-	あり
厚生労働 省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
農林水産 省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
経済産業 省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通 省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	落札情報の掲載内容								
	予定価格	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	契約金額	落札率	その他
内閣府	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省統計局	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考
総務省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり（契約件名及び数量）	あり	あり	あり	あり	あり	あり ※非公表の場合が多い	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考
国土交通省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	備考

	落札情報の掲載				
	案件名等の検索機能	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	付帯情報の掲載
内閣府	あり	2014/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
総務省統計局	なし	2014/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	P D F ・ エクセル形式	備考欄あり
総務省	なし	2013/5～	1か月	P D F ・ エクセル形式	備考欄あり
財務省	なし	2012/4～	1年	h t m l 形式	入札公告も同時に表示
厚生労働省	なし	2005/5～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
農林水産省	なし	2013/10～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
経済産業省	なし	2007/4～	1か月	h t m l 形式	備考欄あり
国土交通省	あり	2014/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
環境省	なし	2006/5～	1か月	P D F 形式	備考欄あり

注 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。(各府省のホームページの情報は 2015 年 4 月時点)

表ⅡA-3-2 2014年度民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計							5,588,116,680	
【内閣府】							310,608,932	
1	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	99,995,000 (299,985,000)	3-②
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	4,881,600	
3	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	52,596,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,510,000	
5	一般	景気ウォッチャー調査 (政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)室)	オンライン (電話自動応答システム等)	毎月	会計	シンクタンク	98,064,000	
6	一般	男女間における暴力に関する調査 (男女共同参画局推進課暴力対策推進室)	調査員	不定期	会計	JMRA会員社	15,692,400	
7	一般	特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担当))	郵送、オンライン、 FAX	1回限り	会計	その他の民間	12,602,412	
8	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当))	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	22,986,720	
【総務省】							884,593,725	
9	一般	家計消費状況調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	376,600,000 (1,129,800,000)	3-③
10	一般	サービス産業動向調査(B) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	364,000,000 (1,092,000,000)	3-③
11	一般	経済センサス活動調査試験調査 (統計局統計調査部経済統計課)	調査員、郵送、 オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	9,590,400	
12	一般	全国単身世帯収支実態調査 (統計局統計調査部消費統計課)	調査員、郵送、 オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	49,356,000	
13	基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	24,869,725 (74,609,175)	3-①
14	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,899,200	
15	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	51,278,400	
【財務省】							52,902,000	
16	基幹	民間給与実態統計調査 (国税庁長官官房企画課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	52,902,000 (158,706,000)	3-①
【文部科学省】							6,966,000	
17	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	6,966,000	
【厚生労働省】							338,912,301	
18	一般	歯科技工料調査 (保険局医療課)	郵送	2年	会計	その他の民間	2,559,600	
19	一般	在宅歯科医療に関する調査 (保険局医療課)	郵送	1回限り	会計	その他の民間	4,730,400	
20	一般	雇用均等基本調査 (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	2,948,400	
21	一般	雇用動向調査 (統計情報部雇用・賃金福祉統計課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	31,128,300	
22	一般	就労条件総合調査 (統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室)	郵送、調査員	毎年	公共	JMRA会員社	15,044,925 (60,179,700)	4-④
23	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (統計情報部人口動態・保健社会統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	188,300,000 (564,900,000)	3-③
24	一般	国民生活基礎調査 (大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室)	調査員	毎年	会計	その他の民間	2,622,076	
25	-	生活衛生関係営業経営実態調査 (健康局生活衛生課)	郵送、調査員	毎年	会計	その他の民間	13,278,600	
26	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	調査員、郵送、 オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	48,060,000	
27	一般	最低賃金に関する基礎調査 (労働基準局労働条件政策課賃金時間室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	30,240,000	
【農林水産省】							268,215,135	
28	一般	畜産物流通調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	オンライン、電 話、FAX	実施日	会計	その他の民間	4,590,000	
29	基幹	牛乳乳製品統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン、 FAX	毎月	公共	JMRA会員社	9,659,650 (28,978,950)	3-②
30	一般	生鮮野菜価格動向調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン、 FAX	毎月	公共	その他の民間	5,328,400 (15,985,200)	3-②
31	一般	食品ロスト統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	9,169,200	
32	一般	木材流通統計調査(B) (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、 FAX	毎月	公共	団体	6,300,000 (18,900,000)	3-②
33	一般	農作物価統計調査 (大臣官房統計部経営・構造統計課)	郵送、オンライン、 調査員、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	106,315,125 (336,000,000)	3-③
34	一般	内水面漁業生産統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、 調査員、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	57,561,840 (218,988,000)	3-③
35	一般	産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、オンライン、 FAX	毎年	会計	団体	64,843,000	
36	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 (食料産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	1,780,920	
37	一般	花き産業振興総合調査 (生産局農産物園芸作物課)	郵送、電子メール	毎年	会計	団体	2,667,600	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【経済産業省】							3,009,618,695	
38	基幹	工業統計調査(平成25年後期事業) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	85,860,000	
39	基幹	工業統計調査(平成26年前期事業) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	72,360,000	
40	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	1,948,320	
41	一般	鉄鋼需給動態統計調査(特殊鋼鋼材需給月報) (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	1,080,000	
42	一般	砕石等動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	3,780,000	
43	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	その他の民間	3,747,600	
44	一般	金属加工統計調査(金属プレス加工月報) (製造産業局産業機械課素形材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	2,193,313	
45	一般	繊維流通統計調査(繊維原料月報、糸月報及び織物月報) (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	シンクタンク	4,860,000	
46	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	113,400,000 (333,900,000)	3-③
47	一般	情報通信業基本調査(経産省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	64,476,000	
48	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局貿易振興課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	19,440,000	
49	一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	44,232,731	
50	一般	海外現地法人四半期調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	21,535,200	
51	一般	純粋持株会社実態調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	7,577,420	
53	基幹	特定サービス産業実態調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	251,640,000	
53	基幹	経済センサス基礎調査・商業統計調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	5年	会計	JMRA会員社	1,397,000,001	
54	一般	工場立地動向調査 (経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課)	郵送	半年	会計	その他の民間	1,271,160	
55	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オンライン	毎年	公共	シンクタンク	42,120,000	
56	一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局情報経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	15,800,400	
57	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) (資源エネルギー庁総合政策課戦略企画)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	451,265,291	※(国庫債務負担行為に係るもの)
58	基幹	石油製品需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	団体	101,880,000 (305,639,999)	3-①
59	一般	石油輸入調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	団体	(上記金額に含む)	
60	一般	石油設備調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	2年	公共	団体	(上記金額に含む)	
61	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オンライン、 FAX	毎月	会計	その他の民間	1,728,000	
62	基幹	ガス事業生産動態統計調査(一般ガス分) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	820,800	
63	基幹	ガス事業生産動態統計調査(簡易ガス分) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	993,259	
64	一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	278,640,000	
65	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	19,969,200	
【国土交通省】							526,946,180	
66	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査(試験調査) (総合政策局情報政策課建設統計室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	4,850,280	
67	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	毎年	会計	シンクタンク	22,356,000	
68	一般	空家実態調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	5年	会計	その他の民間	37,476,000	
69	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX	毎年	会計	その他の民間	1,511,840	
70	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課)	調査員	毎年	会計	その他の民間	51,624,000	
71	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	48,049,200	
72	一般	建設関連業等の動態調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	公共	その他の民間	3,391,500 (10,174,500)	3-②
73	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	59,400,000	
74	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	調査員	四半期	会計	団体	107,730,000	
75	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	78,699,600	
76	一般	内航船舶輸送統計調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	10,530,000	
77	一般	建設業構造実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン	3年	会計	その他の民間	12,420,000	
78	一般	土地動態調査 (土地・建設産業局参事官(土地市場担当)室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	12,960,000	
79	一般	土地保有移動調査 (土地・建設産業局参事官(土地市場担当)室)	郵送、オンライン	毎年	会計	団体	7,826,760	
80	一般	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 (土地・建設産業局不動産市場整備課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	4,681,800	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
81	一般	全国都市交通特性調査(小規模調査) (都市・地域整備局都市計画課都市交通調査室)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	38,880,000	
82	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,119,200	
83	一般	バルク貨物流動調査 (港湾局計画課企画室)	郵送、電子メール	5年	会計	団体	19,440,000	
【環境省】							189,353,712	
84	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,592,000	
85	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,136,400	
86	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 (水・大気環境局水環境課)	郵送、オンライン	2年	公共	JMRA会員社	15,999,942 (47,166,000)	5-③
87	一般	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査 (地球環境局総務課低炭素社会推進室)	調査員、 オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	140,400,000	
88	一般	環境経済観測調査 (総合環境政策局環境計画課)	郵送、オンライン、 FAX	半年	会計	その他の民間	17,280,000	
89	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) (総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	8,945,370	

注1 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通り。

- (1) 総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2) 各府省ホームページにおける落札情報
- (3) 実施部局等へのヒアリング

注2 各欄における語句等の補足および注釈は下記の通りである。

種 別 基幹：基幹統計、一般：一般統計

根拠法 公共：公共サービス改革法、会計：会計法

委託先 1. JMRA会員社(賛助会員社含む)、2. シンクタンク、3. その他の民間企業、4. 団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-②は3年契約の2年目であることを表す。

注3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。なお、2014年4月より消費税率が5%から8%に改定されているが、その金額の変化については捕捉していない。

3.2 2014年度のJMRA会員社における「その他調査」の受託実績

基幹統計、一般統計以外に民間事業者の活用がされているものとして、意識調査・世論調査、計画策定調査、調査研究といった「その他調査」(派生的に実施されるアンケート調査等も含む)があげられる。

こうした「その他調査」のうち、府省から JMRA 会員社が受託しているものについて、当小委員会では 2008 年から継続的に調査を実施している。調査は 2014 年度の受託実績を対象として JMRA 会員社からの自己申告形式で情報収集を行った。その結果は下記のとおりである。

JMRA 会員社における 2014 年度の「その他調査」の受託実績は、受託 13 社、受託本数 70 本、受託金額 6 億 5,863 万円となっている。昨年度と比較して、受託金額は約 1 億円減少している。受託本数の多い府省をあげると、内閣府が 26 本、次いで総務省が 10 本、国土交通省が 8 本と続いている。受託金額が最も多いのは、内閣府が 2 億 7,563 万円、続いて総務省が 8,484 万円となっている。

表ⅡA-3-2 「その他の調査」の受託実績(時系列比較)

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
合計	社数(社)	13	10	9	10	13
	本数(本)	102	73	77	96	70
	金額(万円)	98,981	114,548	89,410	75,793	65,863
内閣府	社数(社)	8	8	7	7	7
	本数(本)	28	23	17	23	26
	金額(万円)	26,738	27,022	21,758	25,557	27,563
総務省	社数(社)	5	3	4	4	5
	本数(本)	15	10	7	7	10
	金額(万円)	3,661	37,427	1,780	2,332	8,484
法務省	社数(社)	1	2	-	-	-
	本数(本)	1	2	-	-	-
	金額(万円)	504	1,383	-	-	-
外務省	社数(社)	-	-	-	-	-
	本数(本)	-	-	-	-	-
	金額(万円)	-	-	-	-	-
財務省	社数(社)	1	2	1	1	1
	本数(本)	1	2	1	1	1
	金額(万円)	297	641	341	310	303
文部科学省	社数(社)	6	6	4	3	3
	本数(本)	15	12	7	8	5
	金額(万円)	33,352	13,638	40,856	3,080	3,119
厚生労働省	社数(社)	4	3	4	2	1
	本数(本)	9	9	8	9	1
	金額(万円)	3,635	17,156	2,610	10,540	2,000
農林水産省	社数(社)	2	-	2	1	1
	本数(本)	4	-	3	3	1
	金額(万円)	1,644	-	1,380	1,960	1,200
経済産業省	社数(社)	1	-	2	2	1
	本数(本)	1	-	2	13	1
	金額(万円)	7,350	-	400	7,349	510
国土交通省	社数(社)	4	4	4	3	4
	本数(本)	17	8	17	19	8
	金額(万円)	14,002	11,092	8,329	12,709	6,243
環境省	社数(社)	2	2	2	2	2
	本数(本)	4	5	6	3	4
	金額(万円)	5,476	5,567	6,935	2,502	6,243
国税庁	社数(社)	-	-	-	1	1
	本数(本)	-	-	-	1	1
	金額(万円)	-	-	-	78	816
警察庁	社数(社)	1	-	2	1	-
	本数(本)	1	-	2	1	-
	金額(万円)	1,439	-	214	82	-
消費者庁	社数(社)	1	1	4	4	5
	本数(本)	1	2	4	5	6
	金額(万円)	651	622	3,956	5,464	4,224
公正取引委員会	社数(社)	1	-	-	2	-
	本数(本)	2	-	-	3	-
	金額(万円)	98	-	-	3,830	-
上記以外	社数(社)	2	-	2	-	5
	本数(本)	3	-	3	-	6
	金額(万円)	134	-	851	-	5,158

注 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。会員社に対するヒアリング調査による。

第4章 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要

4.1 調査概要

4.1.1 調査目的

JMRA 会員社における保有調査員の実態について、社員および調査員の資格・研修について統計調査等の官公庁案件の受託実績や今後の参入意向等について把握する。

4.1.2 調査対象

JMRA 正会員社(130 社)

4.1.3 調査手法

e-mail 調査(会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付)
回収は主に e-mail の添付ファイル形式で行った。

4.1.4 調査項目

本調査における主な項目は下記のとおりである。

- (1) 会員社プロフィール
- (2) ISO20252 について
- (3) 調査員について
- (4) 社員や調査員の研修について
- (5) 社員や調査員の資格について
- (6) 各調査手法について
- (7) 官公庁業務とのかかわりについて
- (8) 官公庁業務の受託状況について

4.1.5 実査期間

2014 年 11 月 4 日～21 日(11 月 21 日、12 月 19 日メール督促)

4.1.6 回収数／発送数(回収率)

63 社／130 社(48.5%)

4.2 調査結果のまとめ

4.2.1 ISO20252 について

認知率は 8 割に達するものの、取得率は 1 割であり、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。ISO20252 を含めた各種規格認証の非取得意向の理由として多くあがっているのは、取得するメリットが感じられない、コストや労力がかかる、得意先からのリクエストがないこと、業務上必要がないことであった。ISO20252 は約 2 割の会員社が必要を感じるという回答している。必要性を感じている理由としては、社内の品質管理・マネジメント向上、クライアントからの信頼向上、リサーチ業界の地位向上が上位にあがっている。必要性を感じていない理由としては、取得するメリットが感じられな

い、クライアントが規格認証にこだわらない、公的統計などの官公庁業務が少ない、などがあがっている。

4.2.2 調査員について

調査員を保有している会員社の割合は約 6 割 (35/63 社) であった。調査員の募集を周年で行っている会員社は保有社 (35 社) の約 1/3 (11 社) となっている。稼動可能な調査員数は、全ての調査手法を合計した人数で 1 社あたり 640 人となっており、「訪問調査」の調査員は 27 社 (1 社あたり約 460 人) が保有している。統計調査員との兼務割合は 35.8% となっている。

昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境について課題と感じていることは、調査員の高齢化、調査員のなり手 (希望者) の減少、非協力的な対象者が増えてきていることなどがあがっている。

4.2.3 社員や調査員の研修について

プライバシーマーク規定に基づく研修、個別のスキルアップ研修、事例報告、調査品質規定に基づく研修は社員での実施割合が高く、ロールプレイングは調査員の実施割合のほうがやや高くなっている。社員に対しても、調査員に対しても双方の研修とも社員が研修を実施している。調査員に対する研修は、ほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しては社内講師によるものだけでなく、外部講師の招聘や外部研修など幅広い方法で実施がされている。

社員や調査員の能力向上のために取り組んでいることとして、ミス・トラブルの再発防止のための情報共有、OJT が多くの会社からあがっている。

4.2.4 社員や調査員の資格について

JMRA 会員社全体での保有者数は、統計調査士が 15 社、266 人、専門統計調査士が 16 社、272 人である。JMRA 会員社における専門統計調査士の支援状況についてみると、非告知が 1/3 を超えており、認知レベルでの課題が伺える。推奨度も高くなく、1 割に届いていない。JMRA 会員社における受験者数は統計調査士および専門調査統計士の昨年よりも減少している。

受験対策講座の認知は 5 割に届かず、認知している会員社 (29 社) のうち、参加をしたのは 9 社にとどまった。非参加理由としては、日程の問題や必要性がないといった意見があがっている。

統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、推奨をする回答がある一方で、必要性や活用場面、業務領域との関連性がネックとなり、足踏みをしている意見が見受けられている。

4.2.5 各調査手法について

各調査手法別の実施案件本数について、訪問調査は 1,131 本、郵送調査は 1,415 本、電話調査は 494 本、インターネット調査は 2 万 7,170 本となっている。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割 (16 社) であった。実施体制は「一部社内、一部外部委

託」が約 7 割を占めている。

4.2.6 官公庁業務とのかかわりについて

官公庁案件の変動費は、3 割超の会員社が 70%以上となっている。参入意向を業務タイプ別に聴取した結果、実査から集計までの一貫型の参入意向度が高く、参入を希望する調査手法は郵送調査が上位となっている。官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、「業務委託先の拡充」が最も高く、「人材の育成」「調査員の教育」「調査員の確保」と続いている。

4.2.7 官公庁業務の受託状況について

2013 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割であった。官公庁からの受託本数は 1,071 本、受託金額は 55 億 6,347 万円であった。府省からの受託本数は 154 本、受託金額は 33 億 8,449 万円であった。府省別に本数をみると、経済産業省(17 本)、厚生労働省(14 本)、総務省(10 本)が多くなっている。調査手法別にみると、郵送調査が本数、金額ともに 6 割程度を占めている。

府省からの委託業務に関する意見についてみると、積極姿勢にある回答がある一方で消極的な回答や費用に関する意見が多くあがっている。

B. 「ガイドライン推進小委員会」 報告

2015 年 5 月

ガイドライン推進小委員会

第1章 「ガイドライン推進小委員会」と2014年度テーマについて

当小委員会は、「応札業務に関する諸問題を検討」小委員会として発足した2008年以降、「民間版ガイドラインの検討」小委員会（2009～2012年度）、「ガイドライン推進」小委員会（2013年度）と名称は変えても一貫して統計調査の仕様書が「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に沿って作成されているかどうかを分析し、その結果を提示し提言を行ってきた。

民間に委託される統計調査の仕様書は、委託者である府省と受託者である我々民間事業者を結びつける唯一のコミュニケーション・ツールである。この仕様書がガイドラインに沿って作成されているケースとそうでないケースでは、応札に必要な情報量に大きな差があることが過去の仕様書の分析により分かってきている。その点から、仕様書の内容を分析して結果を発信することの意義は大きいと考える。取り組みの成果としては、一昨年まで数年間掛けて行ってきた公共サービス改革法案件（以下、公サ法と略す）の仕様書のチェックにおいてほとんどがガイドラインに沿って作成されていたことから、“公サ法案件の仕様書の質は問題ない”と判断したことが一例としてあげられる。一方、会計法案件は仕様書の質にバラツキが見られることから引き続きチェックする必要があるとの判断で取り組むことにした。また今年は、特徴的で今後の参考になるとと思われる案件、新規参入につながりそうな案件等を取り上げてケーススタディ的に深掘りする試みを行った。取り上げた案件と検討課題等は以下の通りである。

1.1 対象案件

公開されている会計法及びその他の応札書類を入手し、当小委員会作成のガイドラインチェックリストを用いてチェックした案件は以下の4件である。

表ⅡB-1-1-1 対象案件

	府省・機関	根拠法	受託状況
平成26年工業統計調査（基幹）	経済産業省	会計法	JMRA 会員社受託経験あり。
平成26年度景気ウォッチャー調査（一般）	内閣府	会計法	JMRA 会員社受託経験なし。一者応札
平成23年度、26年度生活衛生関係営業経営実態調査	厚生労働省	会計法	JMRA 会員社受託経験あり。
2015年6月11日 全国個人視聴率調査	日本放送協会	放送法	民間委託は今回が初めて

1.2 検討課題

工業統計調査は会計法案件で歴史のある大規模な基幹統計であり、2013年に民間委託が始まって間もない。JMRA 会員社が受託している案件ではあるが、さらに応札者が増えることを願って分析対象とした。

景気ウォッチャー調査は会計法の案件で、JMRA 会員社以外が一者応札している案件である。平成26年3月24日付の内閣府政策統括官（経済財政分析担当）発表の「景気ウォッチャー調査について」（資料1-2）によると、「一社入札の改善への取り組み」とし

てこれまでの取り組みと今後の課題がまとめられている。ポイントは、(1)新規参入を促すため個別に参加を呼び掛け、また、業務責任者の資格・実務経験を「過去5年以内…」から「過去7年以内…」にするなど条件を緩和するよう取り組んだが、複数社の応札に至っていない。(2)逆に速報性向上により公表日を短縮したことで受託業者の負担が増えた。(3)一般競争入札（最低落札価格方式）にて行っているため、受託業者の採算が厳しくなっており、応札可能な事業者も利益の点から応札しない状況である。そして、(4)中長期的に収益を圧迫して入札者がいなくなる可能性がある、などである。そこで、一社入札になっている原因を仕様書の内容から探る狙いで分析対象とした。

生活衛生関係営業経営実態調査は、平成24年改正「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の前後で仕様書の比較ができる案件として分析対象とした。平成23年度の生活衛生関係営業経営実態調査は、本来は平成22年改正「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェックリストを適用すべきだが、あくまでも改正の前後の変化を見ることを目的としてどちらも平成24年のガイドラインに基づくチェックリストを用いて分析した。

全国個人視聴率調査は、府省ではなく日本放送協会の案件で放送法が根拠になっている。これまでは、NHK放送局を通じて実施してきたが、2015年度より初めて民間に調査委託することになった案件である。府省とは異なり、入札方式も指名競争入札ということでガイドラインの趣旨に合わない面もあったが、民間委託に移行する案件として分析対象にした。

1.3 運営体制

ガイドライン反映状況の判定は、1案件につき前年と同様2名の委員で担当した。反映状況の判定については、毎月の小委員会で相互に判定基準について意見交換・検討を行い、基準の共有化を確認しながら実施した。

担当した委員は次の通りである。

◎（株）日経リサーチ	堀口良成
○（株）日本リサーチセンター	武井 雅
○（一社）輿論科学協会	井田潤治
凸版印刷（株）	大谷智子
（株）日本能率協会総合研究所	大竹正宏
（株）サーベイリサーチセンター	半田文浩
（株）SRDアソシエイツ	南條晃一
※敬称略、順不同、◎：リーダー、○：サブリーダー	

なお、公的統計基盤整備委員会の飯田房男代表幹事（（株）インテージリサーチ）には、昨年までと同様にガイドラインチェック作業も含め本小委員会の活動にも全面的に参加いただいた。

第2章 検討結果の要約

2.1 仕様書の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況

検討した案件の調査仕様概要は次のとおりである。

表ⅡB-2-1-1 検討した案件の調査仕様概要

調査名	調査時期 (毎月、毎年○月など。周期年調査の場合はその周期と直近の実施年を記載)	調査対象 (○○業を営む事業所など。毎年調査対象が異なる等の場合は、直近の調査対象とその年を記載)	調査客体数 (毎年調査客体数が異なる場合は、直近の数とその年を記載)	調査系統 (本省－地方支分部局－対象など。複数の系統がある場合は主な系統を記載)	民間委託の状況 委託業務の内容(該当業務に○)				
					調査票等の印刷	調査票等の配布・回収	個票審査・疑義照会	集計・データ入力	報告書作成
平成26年工業統計調査に関する実施業務(経済産業省)	周期：毎年実施：12月	日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)の「大分類E－製造業」(管理補助的経済活動を行う事業所を除く)に属する事業所	本社一括調査：約5,400企業(約16,500事業所) 国直送調査：約39,500事業所 震災対応調査：約1,000事業所 (調査員調査：約18万事業所(問い合わせ・苦情対応のみ))	本省－対象	－	発送は国	○	○(国のSTATS入力を含む)	○(引き継書作成を含む)
景気ウォッチャー調査(内閣府)	周期：毎年実施：毎月	地域経済に関する生活者の実感を測るため、小売・サービス業等の店主や従業員を景気ウォッチャーとして選定し対象とする	地域は、北海道、東北、北関東など全国11ブロックに分け、合計2,050名に景気ウォッチャーを委嘱する	本省－調査機関－対象	○	○	○	○	○
平成23年度・平成26年度生活衛生関係営業経営実態調査(厚生労働省)	周期：毎年実施平成23年度：11月 実施平成26年度：10月	平成23年度：飲食店営業、旅館業、興行場営業 平成26年度：飲食店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業	平成23年度：3,000件 平成26年度：3,000件	本省－調査機関－対象	○	○	○	○	－
2015年6月、11月個人視聴率調査(日本放送協会)	周期：毎年実施：5月、11月	5月調査：全国の7歳以上の男女約6,396人 11月調査：全国の7歳以上の男女3,600人	同左	NHK民間業者－対象	○	○	○	－	－

上記の案件についての平成24年4月6日付の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」反映状況は表ⅡB-2-1-2の通りである。判定項目、判定基準はつぎの通り。

2.1.1 判定項目

- ・判定はガイドライン（巻末資料 2）文中の「Ⅲ報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」の「2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に限定したものである。この項に「適切な仕様書等の作成」に関する項目があるためである。
- ・なお、判定用チェックリストは当該項目より本小委員会が作成したものである。事例は巻末の「資料 3: 検討案件の『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』に基づく JMRA 公的統計基盤整備委員会ガイドライン推進小委員会作成チェックリストにおける反映状況」の通りである。表ⅡB-2-1-2 はその中分類結果である。

2.1.2 表ⅡB-2-1-2 の判定基準

- ・「△」は JMRA 作成のチェックリスト項目について、「記載のあるものの不十分である」または「要件を満たしているか判断がつかない」項目を示す。
- ・「×」チェックリスト項目について、「記載されていない」または「妥当ではない」とされる項目である。

ガイドラインをどう仕様書に反映するのかは各府省に任されており、解釈における自由度が大きい点は今までと変わらない。表 2-1-2 の「△」「×」の件数は各案件の差を反映している。個々のケースを見ると、「平成 26 年度工業統計調査」「平成 26 年度景気ウォッチャー調査」で「△」「×」の件数が少ないことが見て取れる。「平成 26 年度生活衛生関係営業経営実態調査」や「全国個人視聴率調査」は「委託先の適切な選定」や（確保されるべき品質の目標）で「×」が多くみられる点が特徴的である。

表ⅡB-2-1-2 ガイドライン記載の反映状況

ガイドラインチェックリスト	平成26年工業統計調査		平成26年度景気ウォッチャー調査		平成26年度生活衛生関係営業経営実態調査		2015年6月11日全国個人視聴率調査	
	△件数	×件数	△件数	×件数	△件数	×件数	△件数	×件数
(1) 委託先の適切な選定				1	1	3	1	5
(2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)	1	2				4		3
(3) 適切な仕様書等の作成								
ア 共通事項								
① 調査依頼書等の作成方法								
② 督促業務の実施方法								
③ 報告者からの照会や質問への対応方法								
④ 審査・確認業務の実施方法								
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質								1
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法								1
⑦ 秘密保持に関する取組方法					1		1	
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法								
イ 調査員調査						1		1
(4) 前回実施状況の開示								
ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報	1		1			1	1	
(5) 各府省の管理 ア 管理指標の策定								
① 郵送調査事項					2	1	1	2
② 調査員調査事項					3		1	1
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査			1			1		1
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1							1
合計	3	2	2	1	7	11	6	16

第3章 検討案件のガイドライン及びチェックリスト反映状況

3.1 平成26年工業統計調査（経済産業省）のケース

3.1.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（ ）内はページ数、記載内容等を示す。

平成26年工業統計調査に関する実施業務 入札説明書 経済産業省大臣官房会計課	
配布内訳	
内 訳	
○入札説明書（17項目 2P）	
○入札書（1P）／○委任状（1P）	
○予算決算及び会計令（抜粋）（1P：第七十条及び第七十一条）	
○経済産業省入札心得（心得は第1条 趣旨～第18条落札決定の取り消しまで。別記としての「暴力団排除に関する誓約事項」があり 4P）	
○契約書（案）（1P） 「下記事項（仕様、実施期間、納品場所、契約保証金）に関し別記経済産業省役務請負契約心得による契約を締結する」とある。 その経済産業省役務請負契約心得は第1条適用～第19条紛争の解決方法まで。特記事項として第1条談合等の不正行為による契約の解除～第7条不当介入に関する通報・報告となっている（6P）	
○仕様書（本体 13P） 別紙1（調査事項 2P）、別紙2（パンチ外注仕様説明書 61P）、別紙3～5（データアドレス定義表：7P）、別紙6（調査関係用品 1P）、様式1（受付簿イメージ） 別添1（簡易審査要領 7P）、別添2（照会要領 4P）、別添3（督促要領 3P）	
○応札資料作成要領（19P）	
○評価項目一覧（3P）	
○評価手順書（2P）	

仕様書の構成は以下のとおりである。

Ⅰ. 件名、Ⅱ. 事業名、Ⅲ. 国担当調査の概要（1～6）、Ⅳ. 業務内容（1～11）、Ⅴ. 業務実施上の注意、Ⅵ. 業務実施期間、Ⅶ. 貸与物品及び提供物品、Ⅷ. 納品物品、Ⅸ. 業務量算定にあたっての基数	
Ⅳ. 業務内容（1～11）の項目は次のとおり。	
1. 調査準備	7. STATSによる個票の審査
2. 問い合わせ・苦情対応	8. 調査票（紙・オンライン）等のTIF化 及びマッピングCSV作成
3. 調査票の受領・受付・簡易審査・電子化等	9. セキュリティ対策

4. 督促	10. 引き継書の作成
5. 調査対象者名簿の整備	11. 業務報告書の作成
6. STATSへのデータ投入	

この調査は経済産業省のホームページにある「工業統計調査」での「沿革」を見ると、明治 16 年に開始され、昭和 22 年に指定統計 10 号となったとある。調査の名称に変遷があるものの歴史のある統計調査（基幹統計）といえる。調査目的には「我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となります。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としています」とある。

なお、この調査は上述の「業務内容」にあるように国が調査票の印刷、調査票の発送という実査の主たる部分を担当し、民間事業者は客体との対応、調査票の審査、経産省システム（STATS）への入力の主たる業務となっている。実査の委託範囲が限定されている点で他の統計調査と異なっている。

3.1.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

入札資料、特に仕様書が「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（「改正 平成 24 年 4 月 6 日」）にどの程度準じているかをチェックした。ガイドラインには公サ法案件にあるような「実施要項（案）チェックリスト」はない。そのため、JMRA「ガイドライン推進小委員会」では、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に基づいてチェックリストを作成した（表ⅡB-3-1-1 判定項目数は 36）。

表ⅡB-3-1-1 ガイドラインチェックリスト（JMRA「ガイドライン推進小委員会」作成）

(1) 委託先の適切な選定(7 項目)
ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の確認
イ （保有が望ましい）資格・認証等 （確認事項として）①実施体制 （確認事項として）②知識・経験・能力 （確認事項として）③セキュリティ対策 過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい
ウ 「価格のみ」以外の選定方式（総合評価等）
(2) 確保されるべき品質の目標（客観的かつ定量的な指標）（5 項目）
ア 回収率 記入率 非協力率 内容・趣旨等の適切な説明
イ （努力規定として）未達成の場合の措置
(3) 適切な仕様書等の作成
ア 共通事項(8 項目)
① 調査依頼書等の作成方法
② 督促業務の実施方法
③ 報告者からの照会や質問への対応方法
④ 審査・確認業務の実施方法
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質

- ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
- ⑦ 秘密保持に関する取組方法
- ⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書の作成及び提出方法
- イ 調査員調査（3 項目）
 - ① 調査員数及び質の確保・管理方法
 - ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法
 - ③ 調査員の安全対策
- (4) 前回実施状況の管理
 - ア 実施に要した人員（調査員、コールセンター要員）、使用施設・設備等実施状況に関する情報
- (5) 各府省の管理
 - ア 民間事業差への報告要求と監査、管理指標の設定
 - ① 郵送調査・オンライン調査（電子メールを使用した方法を含む。）方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。（6 項目）
 - i) 調査票の誤送付等の状況
 - ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況
 - iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
 - iv) 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）
 - v) 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）
 - vi) 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況
 - ② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する（4 項目）。
 - i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
 - ii) 調査員への指導状況
 - iii) 報告者への訪問状況
 - iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況
 - イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査（1 項目）
 - ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告（1 項目）

【判定基準】

- ・「○」：ガイドライン事項が仕様書、契約書等に記載または妥当と判断される項目。
- ・「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。
- ・「×」：記載されていない、または妥当ではないと判断される項目。

※上記基準は昨年同様ガイドラインチェックリスト判断基準に準じたものである。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-1-2 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料※のとおりである。

① 総括

非該当を除く 28 項目中、反映（「○」）は 23 件で 82%である。「△」の 3 件を入れると 93%となる。ガイドラインの趣旨をおおむね反映していると思われる。

② 各指標について

(イ) 委託先の適切な選定

7 項目のすべてが「○」である。但し、仕様書本文よりも「応札資料作成要領」という附属文書での記載が目立つ。仕様書本文に「応札資料作成要領の p○○参照」などが無いとみおとす可能性がある。初めて、応札する事業者にとってはわかりにくいように思える。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5 項目中で「○」は 2 項目で「回収率」と「内容・趣旨等の適切な説明」である。

「△」は「(努力規定として) 未達成の場合の措置」である。これは仕様書「4. 督促」に「著しく目標の回収率を下回る場合には督促方法を改善求めることがある」と

あるのみであったため、このように判定した。

「×」は「記入率」「非協力率」の 2 項目である。記入率は具体的記述がない。また、「非協力率」はガイドラインでいう“客観的かつ定量的な指標についての目標設定”への明確な対応は仕様書には見られない。この 2 つは他の案件でも同じような判定傾向であり、ガイドラインでの説明がわかりにくいとも考えられる。

(ハ) 適切な仕様書の作成

8 項目中「調査依頼書等の作成方法」は官の作成のため除くと他の 7 項目はすべて「○」である。いわゆる情報開示（「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」）は的確に書かれている。

(ニ) 前回実施状況の開示

「実施に要した人員（調査員、コールセンター要員）、使用施設・設備等実施状況に関する情報」については仕様書の「実施内容 2 問合せ・苦情対応」に前年のコールセンター入電件数の記載はある。また、「Ⅸ業務量算定にあたっての基数」に問合せ・苦情対応業務率（4%見込）の記載があるが実績はない。そのため「△」とした。

(ホ) 各府省の管理

該当 8 項目のうち「○」は 7 項目、「△」が 1 項目である。

「△」は「委託先の実施方法の確認と改善勧告」である。これは経済産業省役務請負契約心得第 5 条（監督）に「著しく目標の回収率を下回る場合には、督促方法の改善を求めることがある」とあるのみで、やや具体性に欠けるからである。

表ⅡB-3-1-2 JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非 該当件数	合計	備考 (関連書類など)
(1) 委託先の適切な選定	7				7	入札説明書等
(2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)	2	1	2		5	仕様書
(3) 適切な仕様書等の作成						
ア 共通事項						
① 調査依頼書等の作成方法				1	1	仕様書
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1				1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	1				1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	契約書等
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報や リスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出 方法	1				1	仕様書
イ 調査員調査				3	3	本件は郵送調査
(4) 前回実施状況の開示						
ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報		1			1	仕様書
(5) 各府省の管理						
ア 管理指標の策定						仕様書
① 郵送調査事項	6				6	仕様書
② 調査員調査事項				4	4	本件は郵送調査
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の 業務と同時実施等の禁止の監査	1				1	仕様書
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告		1			1	契約書
合計	23	3	2	8	36	

(3) 入札説明書の構成について

入札説明書は経産省が配布した 148 ページの資料である。そのうち仕様書本体は 13 ページである。但し、応札者にとっては「応札資料作成要領」（配布資料の末尾 20 ページ強）を熟読しないと、全体の業務フロー及びスケジュールがわかりづらい。一例をあげれば、国の調査票発送時期が仕様書本文からは読み取れず、別添付の督促要領に「平成 26 年 12 月 8 日頃に送付した調査関係用品」とのみ記載がある点である。日程など基本概要は全体を俯瞰できる図表による明示があったほうが分かりやすくよい。前述したように会計法案件としてはガイドラインをかなり反映したものとなっている。欲を言えば仕様書構成だけでも公サ法案件に準じてもらいたい。それにより、調査全体像が分かりやすくなるとともに、前回実施の情報開示も明確になることで見積りもしやすい仕様書になると思われるからである。会計法案件であっても仕様書構成は公サ法の実施要項に準じた内容・構成を望みたい。

3.2 景気ウォッチャー調査（内閣府）のケース

3.2.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（ ）内はページ数、記載内容等を示す。

景気ウォッチャー調査 入 札 説 明 書	
	内閣府大臣官房会計課
配布内訳	
内訳	
○入札説明書（18 項目 6P）	
○入札書（1P）／○委任状（2P）	
○契約書（案）（4P）	契約期間が平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 4 月 14 日までの請負契約。条項は第 1 条契約の目的から第 20 条紛争の解決まで。第 4 条再委託の制限関係で「業務再委託承認申請書」、第 14 条暴力団排除関係で「暴力団排除に関する条項」「暴力団排除に関する契約事項」の別紙あり。
○仕様書（本体 8P）	
別紙 1（地域区分、エリア別景気ウォッチャー数 1P）	
○別添 1（景気ウォッチャーの委嘱及び解嘱について 1P、別紙：景気ウォッチャーの委嘱及び解嘱に伴う事務手続きについて 2P、参考：景気ウォッチャーの解嘱及び委嘱に関する毎月の作業スケジュール 1P、様式 1-1：就任承諾書 1P、様式 1-2：景気ウォッチャー推薦名簿 3P、様式 1-3：景気ウォッチャー候補者の推薦について 1P、様式 1-4：委嘱状 1P、様式 2-1：景気ウォッチャー解嘱者名簿 1P、様式 2-2：景気ウォッチャー解嘱手続方依頼及び後任候補者の推薦について 1P、様式 2-3：解嘱通知 1P）	
○別添 2（景気ウォッチャー調査 Web システム請負調査機関用運用マニュアル 39P）	
○別添 3（景気ウォッチャー調査の毎月の作業について 7P、別紙 1：様式 1、別紙 2：様式 2①～2⑧、別紙 3：様式 3①②2P）	

○別添 4(景気ウォッチャー調査 調査票 2P)

○別添 5(個人情報取扱特記事項 2P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

I. 件名、II. 調査目的、III. 調査概要[(1)景気ウォッチャー、(2)調査結果についての分析]、IV. 調査期間、V. 成果物及び提出期限、VI. 成果物納品場所、VII. 実施スケジュール、VIII. 本調査実施上の条件、IX. 連絡先

III. 調査概要は(1)景気ウォッチャーと(2)調査結果についての分析に分かれており、それぞれの項目は次のとおり。

(1)景気ウォッチャー調査

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 1. 景気ウォッチャー調査の調査客体名簿
の管理 | 5. 景気ウォッチャーへの情報提供及び指
導等 |
| 2. 景気ウォッチャーの異動及び欠員に係
る選定及び依頼 | 6. 景気ウォッチャーへの説明及び研修の
実施 |
| 3. 景気ウォッチャー調査Webシステム
データの運用管理 | 7. 景気ウォッチャーへの文書の送付作業 |
| 4. 景気ウォッチャー調査の実施 | 8. 景気ウォッチャー調査の引継ぎ |

(2)調査結果についての分析

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 調査結果についての分析 | 2. 報告書及びデータの作成・提出 |
|----------------|-------------------|

景気ウォッチャー調査は、2000年1月から毎月定期的に行っている景気動向調査である。生活実感としての景況感を調べるのが目的で、家計動向関連、企業動向関連、雇用関連に分野を分けて景気ウォッチャー（調査客体）を選定・委嘱し調査している。

家計動向関連では、小売業関係として商店街の小売店店主や百貨店売り場の主任、デパートの店長、家電量販店の店員などを選定・委嘱している。サービス業関係では、タクシーの運転手、ホテル・旅館の経営者、レジャー施設の従業員などを対象としている。一方、企業動向関連では、製造業の経営者・従業員、非製造業では不動産業や金融業の他、広告代理店や新聞販売店の経営者・従業員などに委嘱している。雇用関係では、派遣会社の社員や求人情報誌の編集者、職業安定所職員などが含まれる。

地域は全国で、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄のブロックに分け景気ウォッチャーの人数を定めている。したがって、地域別×分野・業種別の細かなセル設定になっており、これらのセルに沿って景気ウォッチャーを選定・委嘱することがスタートになる。そして、毎月定期的集まるアンケートの回答結果を集計し、現状と先行きの景気判断をしている。判断は地域経済に詳しい研究員が担当し、景気ウォッチャーが判断した理由について定性分析を行い地域別にその要因を抽出して傾向分析に生かすことになっている。

本業務は、大きく分けると以下の三段階で構成される。第一段階は景気ウォッチャーの確保とアンケート回答の指導である。地域別、分野別に景気ウォッチャーを集め、欠員や解嘱者がでた場合には瞬時に対応することが必要である。集め方、指導の仕方については詳細なマニュアルがあるので十分再現できる。第二段階は、データの収集と集計業務である。既にWeb調査システムができているため、回答方法や締め切り日などの指

導ができていればデータ収集は難しくはない。ただし、毎月定期的に集計結果を納品しなければならないため、アンケート回答の進捗管理とその対応が極めて重要な仕事といえる。集計は地域別が基本で自由回答とともに調査月の翌月に提出することになっている。第三段階は、地域経済の専門家による現状ならびに先行きの景気判断業務である。集計結果ならびに自由回答の分析から客観的な判断が求められる。

3.2.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

前掲「平成 26 年工業統計調査」と同様の方法で実施した。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-2-1 のとおりである。36 項目のチェック詳細は巻末資料※のとおりである。

① 総括

非該当を除く 28 項目中、反映（「○」）は 24 件で 85%である。「△」の 2 件を入れると 93%となる。ガイドラインの趣旨をおおむね反映している結果だが、品質を確保するために本調査特有の業務遂行上の詳細マニュアルが存在する。つまり、委託先は安定した時系列データを作成するために新たな提案を盛り込む余地は少なく、仕様通りに遂行することが求められている。

② 各指標について

(イ) 委託先の適切な選定

最低価格方式のため非該当項目を除く 6 項目のうち 5 項目は「○」である。残る 1 項目の「過去の実績は問わない」は「×」である。過去の実績証明の提出が求められているからで、これが本調査の新規参入の大きなハードルになると思われる。実績証明書には、過去 7 年間の類似の統計調査の受託実績の記載と報告書の添付が求められている。「類似の統計調査」とは、定期的に公表し、電話調査で、選択肢のみでなく自由回答を含んだ調査でアンケート調査は含まないとなっている。また、過去 7 年間の計量・統計分析ソフトを用いて行う調査分析の受託実績も求められる。これらの条件に合致する類似の統計調査としてどの調査の実績があてはまるのか、新規参入者としては悩むところである。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5 項目の全てが「○」である。本調査では、「回収率」100%を目標として景気ウォッチャーを選出し委嘱している。景気ウォッチャーが途中で欠員になった場合や解嘱した場合の対処方法については詳細に指示されており、定量的な目標数を達成するための手続きが明示されている。「内容・趣旨等の適切な説明」は最初に説明することになっており、都度協力を要請する調査等とは大きく異なる。「記入率」の目標の記載はないが、Web 調査として記入漏れが起きない仕組みになっている。

(ハ) 適切な仕様書の作成

該当する 8 項目がすべて「○」である。仕様書以外に別添資料が多く存在する。特に「景気ウォッチャー調査の毎月の作業について」（別添 3）では、景気ウォッチャー

への回答の督促から集計、報告の内容まで明示されている。

(二) 前回実施状況の開示

「実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報」については、エリア別の景気ウォッチャーの人数の記載はある。しかし、景気ウォッチャーが期間中に欠員になる割合等の数字が記載されていない。見積作成時に必要な情報と考え「△」とした。

(ホ) 各府省の管理

該当 8 項目のうち「○」は 7 項目、「△」が 1 項目である。

「△」は「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」である。調査票情報等の管理については記載されているが、他の業務との同時実施の禁止の監査は記載されていない。

表ⅡB-3-2-1 JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非 該当件 数	合計	備考(関連書類など)
(1) 委託先の適切な選定	5		1	1	7	最低価格方式
(2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)	5				5	仕様書
(3) 適切な仕様書等の作成						
ア 共通事項						
① 調査依頼書等の作成方法	1				1	仕様書別添
② 督促業務の実施方法	1				1	同上
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1				1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	1				1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1				1	契約書等
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報や リスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出 方法	1				1	仕様書
イ 調査員調査				3	3	本件は Web、郵送回答
(4) 前回実施状況の開示						
ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報		1			1	仕様書
(5) 各府省の管理 ア 管理指標の策定						仕様書
① 郵送調査事項	6				6	仕様書
② 調査員調査事項				4	4	本件は Web、郵送回答
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の 業務と同時実施等の禁止の監査		1			1	仕様書
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1				1	契約書
合計	25	2	1	8	36	

(3) 入札説明書の構成について

入札説明書は、入札に必要な事項を示した「入札説明書」(8 ページ)と、別記様式 1「入札書」、別記様式 2「委任状」、別記様式 3「契約書案」、別記様式 4「実績等証明書」、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」、「仕様書」で構成されている。「仕様書」は 8 ページで、本調査の作業手順が詳しく示され、別添の資料として関連資料も添付されている。

本調査は、景気ウォッチャーから毎月定期的に定量データを集めることが重要な調査である。そのことは、内閣府から示されている仕様書からもよく理解できる。応札者は、景気ウォッチャーの選定から委嘱に至る作業工程が具体的に捉えられ、再現イメージは

できる。これは見積作成においては大変有効な情報である。

それに比べると、調査結果の分析工程においてやや情報が少ないと感じる。定量的な分析においては、「主成分分析、因子分析など各種の多変量解析手法を用い、必要に応じて共分散構造分析あるいは構造方程式モデリングなどのより高度な数理統計的な手法についても検討する」とあるが、分析で求められる水準がわかりにくい。また、定性的な分析において、「当該地域における景気マインドの傾向や特徴を定性的に分析する」とあるが、自由回答からキーワードを検出しても経年変化として読み取れるのか不明であるなどもう少し情報が欲しいところである。

3.3 平成 23 年度・平成 26 年度生活衛生関係営業経営実態調査（厚生労働省）のケース

3.3.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（ ）内はページ数、記載内容等

生活衛生関係営業経営実態調査 入札説明書		
厚生労働省大臣官房会計課		
内 訳		
	平成 23 年度	平成 26 年度
○入札説明書	(6 項目 5P)	(6 項目 5P)
○入札書	(1P)	(1P)
○委任状	(1P)	(1P)
○競争参加資格確認関係書類	(1P)	(1P)
○紙入札方式での参加について	(1P)	-
○契約書（案）	(5P)	(6P)
○再委託承認申請書・変更申請書	(2P)	(2P)
○履行体制図変更届	(1P、別紙 1)	(1P、別紙 1)
○入札心得	(1P)	(1P)
○誓約書	-	(1P)
○仕様書（本体）	(3P)	(7P)
（別紙客体数・分布（案））	(2P)	(2P)
（調査票（案））	(13P)	(7P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

平成 23 年度	平成 26 年度	
1. 調査の目的	1. 調査の目的	
2. 品名及び数値	2. 業務名	
3. 調査概要	3. 業務の概要	
4. 調査内容	(1) 調査の計画	
(1) 調査客体について	(2) 調査の準備	

(2) 調査の方法 5. 留意事項 (1) 調査対象者への配慮 (2) 調査票の回収率 (3) その他 6. 業務完了日 7. 納入場所及び納入物 8. 費用の負担 9. 本件に係る担当部署及び問い合わせ先	(3) 調査の実施 (4) 問い合わせ対応 (5) 調査票の審査 (6) 調査結果の集計 4. 契約期間 5. 成果物 6. 納品先 7. 連絡調整 8. 本件に係る担当部署及び問い合わせ先 9. 留意事項(1)～(7) 10. その他	
---	--	--

この調査は、厚生労働省のHPによると、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）」第 2 条に規定される適用営業及び営業者に係る生活営業振興のための指針の作成に資するなど、生活衛生関係営業の健全な育成及び将来の展望を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。また、経営動向を計数によって把握し、これに基づいて規模別の経営指標、原価指標を作成し、経営合理化などの参考に資するとともに、経営指導及び経営診断指導等を行う場合の資料を得ることを目的としている。

3.3.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

前掲「平成 26 年工業統計調査」と同様の方法で実施した。

本節では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の直近平成 24 年改正の前後での、入札説明書・仕様書の変化を確かめることを目的として、「生活衛生関係営業経営実態調査」の平成 23 年度と平成 26 年度の仕様書等の検証を同時並行で行った。JMRA「ガイドライン推進小委員会」の作成したチェックリストは、平成 24 年改正後の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に準拠しているため、平成 23 年度の仕様書等の検証には、本来は平成 22 年改正「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づいたチェックリストを適用しなければならない。しかしここでは、平成 24 年の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」改正前後での仕様書等の変化をみることを目的としているため、比較が複雑化することを避けて、平成 23 年の仕様書等に対して、平成 24 年改正後の基準による評価を行っている。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表ⅡB-3-3-1 のとおりである。36 項目のチェック詳細は表ⅡB-3-3-2 のとおりである。平成 24 年の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」改正が関係するチェック項目は 3 つあり、表ⅡB-3-3-1 の備考欄に示して

いる。「表ⅡB-3-3-1の『遵守度○△×（平成23年度）』で（ ）内は、平成23年度当時の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」によった場合のチェック結果を表している。

① 総括

平成23年度と26年度で、「○」は4から17（非該当を除く35項目中の比率で11.4%が48.6%）、「△」は5が7（14.3%から20%）、「×」は26が11（74.3%から31.4%）となっている。平成23年度は「○」と「△」をあわせて9（25.7%）であったが、平成26年度は24（68.6%）とガイドラインの反映度は高まっている。

② 各指標について

（イ）委託先の適切な選定

6項目のうち、平成23年度は「○」が2、「×」が4で、26年度は「○」が2、「△」が1、「×」が3である。

- ・6項目のうち1項目は、平成24年のガイドライン改正で追加された項目で、「（保有が望ましい）資格・認証等」である。平成26年度の入札説明書・仕様書に、「保有が望ましい資格・認証等」が示されているわけではないが、調査の実施に関して仕様書で、「調査員の身分証に『プライバシーマーク制度のプライバシーマーク』等を使用…」と例示としてプライバシーマーク制度に具体的に言及している点に着目し、「△」とした。（当時のガイドラインで「（保有が望ましい）資格・認証等」は項目がなかった平成23年度は、本来は非該当とすべきだが、比較を単純化して仕様書の変化をわかりやすく示すために、平成23年度を「×」、26年度「△」としている。）この点は、平成24年のガイドライン改正に対応した仕様書の変化とみることができる。これ以外のチェック項目については、平成23年度と26年度で違いは見られない。

ガイドラインの本文では、Ⅲ2(1)委託先の適切な選定のイで「各府省が委託業務参入の条件として、資格・認証等の具体名を提示する場合は、民間事業者の参入規制に繋がらないよう配慮する」とされている。平成26年度の仕様書で、調査員の身分証に「プライバシーマーク」を使用することを例示するのであれば、「プライバシーマーク」を応札の条件としてよいのではないか。参入規制だという批判にはつながらない、と当小委員会では考えている。

- ・平成23年度、26年度で共通している「×」3つは、「実施体制」「知識・経験・能力」「セキュリティ対策」である。

（ロ）確保されるべき品質の目標

5項目のうち、平成23年度は「○」が1、「×」が4で、26年度は「○」が1、「×」が4である。

- ・5項目とも、平成23年度と26年度でちがいは見られない。
- ・5項目のうち1項目は、平成24年にガイドライン改正で追加された項目で、「内容・趣旨等の適切な説明」である。ガイドラインの本文では、「確保されるべき統計の品質に関する客観的かつ定量的な指標についての目標を設定し、その内容・趣旨等を適切に説明することにより、民間事業者の達成努力を助長する」とされている。この1項

目については平成 23 年度、26 年度とも「×」で、平成 24 年のガイドライン改正で仕様書等に変化をもたらしていない。

- ・平成 23 年度、26 年度で共通している「×」4 つは、「記入率」「非協力率」「内容・趣旨等の適切な説明」「未達成の場合の措置」である。

(ハ) 適切な仕様書の作成

11 項目のうち、平成 23 年度は「△」が 5、「×」が 6 で、26 年度は「○」が 9、「△」が 1、「×」が 1 である。

- ・23 年度の「×」6 つは、「督促業務の実施方法」「審査・確認業務の実施方法」「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」「調査員数及び質の確保・管理方法」「調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法」「調査員の安全対策」で、26 年度の「×」1 つは、「調査員の安全対策」である。仕様書の調査実施に関する事項の記載は、平成 23 年度から 26 年度で具体化、明確化され、民間事業者からみて、より業務内容を把握しやすい、コスト積算のしやすいものに改善されている。

(ニ) 前回実施状況の開示

- ・平成 23 年度、26 年度とも「×」である。
- ・本項目は、平成 24 年にガイドラインが改正された項目で、ガイドラインの本文では、「前回の実施状況に関する情報が次回応札において参考になると考えられる場合には、委託先が作成した事業完了報告書に基づき、実施に要した人員（調査員・コールセンター要員等）、使用施設・設備（審査業務会場・コールセンター等）実施状況に関する情報を可能な限り応募要領、入札説明書等に反映する」とされている。平成 23 年度、26 年度とも、前回の実施状況に関する情報は開示されておらず、本項目は「×」となっている。本項目は平成 24 年改正前のガイドラインに対しても「×」である。公的統計に積極的に参入をめざす民間事業者の立場から、前回実施状況に関する可能な限りの情報の開示を求めたい。なお、落札民間事業者の調査結果（回収率等）も併せて開示することにより、より一層の的確な判断が可能になることも追記しておく。

(ホ) 各府省の管理

12 項目のうち、平成 23 年度は「○」が 1、「×」が 11 で、26 年度は「○」が 5、「△」が 5、「×」が 2 である。

- ・23 年度は「委託先の実施方法の確認と改善勧告」を除く 11 項目が「×」で、26 年度の「×」2 つは、「調査票の誤送付等の状況」と「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」で、いずれも言及がされていない。しかし、平成 23 年度から 26 年度で「×」が 11 から 2 と大きく減少し、ガイドラインの反映度は高まっている。

(3) 平成 24 年のガイドライン改正と仕様書の変化

平成 23 年度と 26 年度の入札説明書・仕様書について、JMRA「ガイドライン推進小委員会」の作成したチェックリストに基づいて検証した結果わかったことは、

- ・ガイドラインの改正に対応した仕様書等の変化が一部にはみられる
- ・ガイドラインの改正に対応していない場合を含め、ガイドラインの示す事項が仕様書等に反映されていない点が少なからずみられる

・ガイドラインの改正とは無関係に仕様書等の改善がなされている
 ということである。

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」では、冒頭で基幹統計及び一般統計の業務を対象に「各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間事業者の活用に積極的に取り組むものとする」とうたっている。公的統計への参入をめざす民間事業者を支援するために、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に準拠した入札説明書・仕様書の提示、特に業務内容の正確な把握と的確なコスト計算のための、前回実施状況に関する情報の積極的な開示を求めたい。

表ⅡB-3-3-1 JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数		△件数		×件数		非該当件数		合計		備考 (平成 24 年 改正)
	H23	H26	H23	H26	H23	H26	H23	H26	H23	H26	
(1) 委託先の適切な選定	2	2		1	4	3	1	1	7	7	改正 1 項目
(2) 確保されるべき品質の目標 (客観的かつ定量的な指標)	1	1			4	4			5	5	改正 1 項目
(3) 適切な仕様書等の作成 ア 共通事項											
① 調査依頼書等の作成方法		1	1						1	1	
② 督促業務の実施方法		1			1				1	1	
③ 報告者からの照会や質問への対応方法		1	1						1	1	
④ 審査・確認業務の実施方法		1			1				1	1	
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質		1	1						1	1	
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法		1			1				1	1	
⑦ 秘密保持に関する取組方法			1	1					1	1	
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法		1	1						1	1	
イ 調査員調査		2			3	1			3	3	
(4) 前回実施状況の開示 ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報					1	1			1	1	改正 1 項目
(5) 各府省の管理 ア 管理指標の策定		3		2	6	1			6	6	
① 郵送調査事項											
② 調査員調査事項		1		3	4				4	4	
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査					1	1			1	1	
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1	1							1	1	
合計	4	17	5	7	26	11	1	1	36	36	

表ⅡB-3-3-2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹に基づくチェック結果

案件名：生活衛生関係営業経営実態調査（厚生労働省） 非公サ法／最低価格方式

チェック項目		遵守度 ² ○ △ ×	
		平成 23 年度	平成 26 年度
(1) 委託先の適切な選定			
ア	資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の確認	○	○
イ	（保有が望ましい）資格・認証等	×（－）	△
	（確認事項として）①実施体制	×	×
	（確認事項として）②知識・経験・能力	×	×

チェック項目	遵守度 ² ○△×	
	平成 23 年度	平成 26 年度
(確認事項として) ③セキュリティ対策	×	×
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい	○	○
ウ 「価格のみ」以外の選定方式（総合評価等）	-	-
(2) 確保されるべき品質の目標（客観的かつ定量的な指標）		
ア 回収率	○	○
記入率	×	×
非協力率	×	×
内容・趣旨等の適切な説明	×(一)	×
イ（努力規定として）未達成の場合の措置	×	×
(3) 適切な仕様書等の作成		
ア 共通事項		
① 調査依頼書等の作成方法	△	○
② 督促業務の実施方法	×	○
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	△	○
④ 審査・確認業務の実施方法	×	○
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	△	○
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	×	○
⑦ 秘密保持に関する取組方法	△	△
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	△	○
イ 調査員調査		
① 調査員数及び質の確保・管理方法	×	○
② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	×	○
③ 調査員の安全対策	×	×
(4) 前回実施状況の開示		
ア 実施に要した人員（調査員、コールセンター要員）、使用施設・設備等実施状況に関する情報	×(×)	×
(5) 各府省の管理		
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定		
① 郵送調査・オンライン調査（電子メールを使用した方法を含む。）方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。		
i) 調査票の誤送付等の状況	×	×
ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況	×	○
iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	×	○
iv) 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）	×	△
v) 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）	×	○
vi) 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況	×	△
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。		
i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	×	△
ii) 調査員への指導状況	×	△
iii) 報告者への訪問状況	×	○
iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況	×	△
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	×	×
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	○	○

¹ このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA「ガイドライン推進小委員会」により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

² 「○、△、×」とコメントは JMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。

3.4 2015 年 6 月 11 月全国個人視聴率調査（日本放送協会）のケース

3.4.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（ ）内はページ数、記載内容等を示す。

「2015 年 6 月 11 月全国個人視聴率調査」	
入 札 説 明 書	
NHK 放送文化研究所 世論調査部	
配布内訳	
内 訳	
○指名競争入札（技術審査付）注意書（17 項目 2P）	
○技術審査表（1P）	
○入札書（1P）／○使用印鑑届（1P）／○委任状（1P）	
○調査実施業務仕様書（7P）	
○（参考）都道府県別地点数（平成 26 年）（1P）	
○「鉛筆・定規セット」仕様書（3P）○点検業務マニュアル（8P）	
○調査員マニュアル（47P）	

仕様書の構成は以下のとおりである。

I. 「NHK全国視聴率調査」について	II. 調査概要	III. 委託業務	IV. NHKからの資材
の支給時期	V. 納品物と納品日	VI. 調査相手一覧表	VII. その他
III. 委託業務（1～7）の項目は次のとおり。			
1. 抽出	4. 調査票の点検・補正・納品		
(1) 抽出材料	(1) 日程・体制		
(2) 調査相手の抽出	(2) 業務概要		
	(3) 点検済み調査票・調査相手一覧表の 納品		
2. 調査	5. 訪問時刻記録の集計		
(1) 調査材料の作成			
(2) 協力依頼状の印字・投函			
(3) 問合わせ対応			
3. 調査の実施・管理			
(1) 調査員について			
(2) 説明会			
(3) 調査の実施・管理			

この調査は調査実施業務仕様書を見ると、『NHK全国個人視聴率調査』は、放送法第 20 条、第 81 条で実施を定められており、1954 年から定期的に実施してきている世論調査である。」とされている。調査目的は「全国のテレビ・ラジオ個人視聴率を把握する」とあり、「調査結果を公表し、NHKの経営に役立てられるだけでなく、ほかのマスコミや学会等に広く利用されており、社会に及ぼす影響は大きい。」と、NHKだけでな

くほかでも調査結果が利用されていることがわかる。

今回の入札では、「この『NHK全国個人視聴率調査』はこれまでNHK放送局を通じて実施してきたが、2015年度より調査会社の実施を委託することとした。」と仕様書にあり、初めて調査部分を民間企業に委託する調査である。

3.4.2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェック結果

(1) チェック方法について

前掲「平成26年工業統計調査」と同様の方法で実施した。

(2) ガイドラインとのチェック結果

チェックの結果の要約は、表3-4-1のとおりである。36項目のチェック詳細は巻末資料※のとおりである。

今回抽出した案件は、中央官公庁発注業務でなく、入札方式も指名競争入札とガイドラインの趣旨とは合わない面も多い業務として抽出したため、「×」の件数が多くなっている。

① 総括

非該当を除く35項目中、反映（「○」）は13件で37%である。「△」の6件を入れても54%であり、ガイドラインの趣旨を反映しているとはいえない。

② 各指標について

(イ) 委託先の適切な選定

7項目のうち「○」が1件「△」1件、「×」が5件であった。「指名競争入札（技術審査付）注意書」に記載が1件あるが、指名競争入札であるため事前の審査で入札参加事業者を選んでいるため、選定基準は不透明なものになっている。

(ロ) 確保されるべき品質の目標

5項目中で「○」は2項目で「回収率」と「内容・趣旨等の適切な説明」である。
・「×」は「記入率」「非協力率」「未達の場合の措置」の3項目である。記入率は具体的記述がない。「未達の場合の措置」も記載がない。また、「非協力率」はガイドラインでいう“客観的かつ定量的な指標についての目標設定”が見られない。

(ハ) 適切な仕様書の作成

8項目中「調査依頼書等の作成方法」は「○」4件で「△」2件、「×」2件である。「業務の実施において確保されるべき統計の品質」「報告者とトラブルが生じた場合の対処法」が「×」である。「△」では、調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書については報告書の納品はないが、調査対象の調査の実施状況に関する情報やリスク情報を「調査相手一覧表」に記載し納品することになっている。

(ニ) 調査員調査

3項目中「○」が2件で「×」が1件であった。長年調査を行っているので調査の実施体制や管理方法、指導方法は簡潔に記載されている。調査員マニュアルも整備さ

れ、わかりやすい内容のマニュアルとなっている。「×」になった「調査員の安全対策」については、調査員自身に注意を促す記述はマニュアルにあるが受託者が負うべき対策について記載がない。

(木) 前回実施状況の開示

「実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報」については調査員についての記載は仕様書にあるが、コールセンターの電話件数の記載はないため「△」とした。ただし、説明会後の問合せでコールセンターにかかわる回答があった。

(ハ) 各府省の管理

該当 11 項目のうち「○」は 4 件、「△」が 2 件、「×」が 5 件である。

「△」の「収取したデータの管理状況」の調査員に対する指示はあるが、受託者が管理する記載がない。また「調査員への指導状況」は調査員説明会への参加は必須であるが記載はそこまでで評価方法は見当たらない。「×」は、「調査項目別の未記入及び不備の状況」「照会対応の状況及び効果」「報告者への訪問状況」「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時に実施禁止の監査」「委託先の実施方法の確認と改善勧告」であり、いずれも記載がない。

表ⅡB-3-4-2 JMRA チェックリストによるチェック結果

ガイドラインチェックリスト	○件数	△件数	×件数	本件非 該当件 数	合計	備考 (関連書類など)
(1) 委託先の適切な選定	1	1	5		7	指名競争注意書
(2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)	2		3		5	仕様書
(3) 適切な仕様書等の作成						
ア 共通事項						
① 調査依頼書等の作成方法	1				1	仕様書
② 督促業務の実施方法	1				1	仕様書、マニュアル
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1				1	同上
④ 審査・確認業務の実施方法	1				1	同上
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質			1		1	同上
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法			1		1	同上
⑦ 秘密保持に関する取組方法		1			1	同上
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報や リスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出 方法		1			1	同上
イ 調査員調査	2		1		3	同上
(4) 前回実施状況の開示						
ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報		1			1	同上
(5) 各府省の管理						
ア 管理指標の策定						
① 郵送調査事項	2	1	2	1	6	同上
② 調査員調査事項	2	1	1		4	同上
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の 業務と同時に実施等の禁止の監査			1		1	同上
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告			1		1	同上
合計	13	6	16	1	36	

(3) 入札説明書の構成について

入札説明書はページ数で 72 ページの資料である。そのうち仕様書本体は 7 ページである。簡潔にまとめられており、調査の実施に関しては、調査員マニュアルや点検マニュアル等整備されわかりやすくなっているが、受託者が負うべき「確保されるべき統計

の品質」「秘密保持に関する取組方法」「調査員の安全対策」などが記載されていない。
また、仕様書内に謝礼品の仕様が「鉛筆・定規セット仕様書」として細かく指定されており、仕様書内でも違和感があるものになっている。

当案件は、中央官公庁の発注では見られなくなった「指名競争入札（技術審査付）」であり、入札前から日本放送協会が実施可能と判断した事業者を選定しているため、参加資格等の記載が少なくなっていると思われる。

前述通りこの案件は、日本放送協会発注の世論調査で、しかも初めての民間発注ということで、多くの点でガイドラインとは合わない点がみられる結果となった。

別表 JMRA 公的統計整備委員会・ガイドライン推進小委員会の過去 6 年間の活動概要

年度	2008 年度 2008. 4 (H20)～09. 5 (H21)	2009 年度 2009. 6 (H21)～10. 5 (H22)	2010 年度 2010. 6 (H22)～11. 5 (H23)
報告書 サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	魅力ある公的統計市場の確立を目指して
小委員会 名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会	「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会	「民間版ガイドラインの検討」小委員会
小委員会の テーマ	「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方向性 「契約書」における問題点の整理と対応への方向性 - 評価方式での問題点整理と対応への方向性	- 統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理 - 民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案	- ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは - 会計法案件と公サ法案件の比較検討 - 応札書類標準化への確認点整理
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	ガイドラインのレビュー：解体新書の読込みによる問題提起と解決への方向性の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象 案件	仕様書は以下の 3 点 - 総務省：家計消費状況調査 - 総務省：サービス産業動向調査 - 厚生労働省：社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 契約書は上記+以下の 2 点 - 経済産業省：特定サービス産業実態調査 - 経済産業省：産業技術動向調査	- 統計調査の民間委託に係るガイドライン(平成 21 年 4 月 1 日改正版) - 総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び平成 22 年 2 月 9 日の「第 21 回統計調査分科会」での JMRA 説明資料	- 総務省：科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件 - 経済産業省：海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件
まとめ	ガイドライン改訂への要望点として。 - 仕様書の表現統一 - 参入障壁の緩和 - 情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一 - 契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など)	ガイドラインにある「統計調査の適正な実施の確保」として。 - 競争参加資格に関する府省間基準統一(格差是正) - 品質／的確な仕様書作成/契約書に関するガイドライン具体化 - 民間版ガイドライン視点からの要望として - コスト認識/パートナーシップのあり方/府省間での標準化項目/P D C A のありかた	実施要項チェックリスト準拠度として。 1 件の公サ法案件のみではあったが、チェックリスト準拠度は高い - 会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった。 - 仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性 - 応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理
ガイドライン 変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 平成 19 年 5 月 30 日)。	同(改正 平成 21 年 4 月 1 日)。レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 平成 22 年 3 月 25 日)。	変更なし。
チェックリスト 変遷			「平成 22 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」
官の会議への 参加		2010. 2. 9 に統計調査分科会で委員会活動報告 2010. 4. 26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般)	2011. 2. 17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起) 2011. 12. 13 上記の JMRA 見解への回答という形での意見交換

年度	2008 年度 2008. 4 (H20)～09. 5 (H21)	2009 年度 2009. 6 (H21)～10. 5 (H22)	2010 年度 2010. 6 (H22)～11. 5 (H23)
官 の 対 応 状 況 など		*総合評価結果の応札者へのフィードバックがあった *役員住民票提出は応札時から落札時に変更	☆「統計・データの質・マネジメント研究会」で ISO20252 の公的統計への適用可能性研究開始

年度	2011 年度 2011. 6 (H23)～12. 5 (H24)	2012 年度 2012. 6 (H24)～13. 5 (H25)	2013 年度 2013. 6 (H25)～14. 5 (H26)
報告書 サブタイトル	環境整備の進展と実効性の実現を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して	序章!公的統計のプロセス保証に向けて
小委員会 名称	「民間版ガイドラインの検討」小委員会	「民間版ガイドラインの検討」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	●公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠の浸透度 ●総合評価方式の現状 ●応札における書類対応	●会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック ●総合評価方式の課題 ●業務引き継ぎにおける課題と対応	●会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック ●改正ガイドラインの前後比較
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象 案件	公サ法案件 ●厚生労働省：就労条件総合調査 ●農林水産省：農業物価統計調査 ●経済産業省：企業活動基本調査 ●内閣府：消費動向調査 会計法案件 ●総務省：サービス産業動向調査	会計法案件 ●農水&経産省：容器包装利用製造調査 ●経済産業省：エネルギー消費統計調査 ●総務省：通信利用動向調査 ●国交省：全国都市交通特性調査 ●厚生労働省：能力開発基本調査 ●農林水産省：農業物価統計調査 公サ法案件 ●総務省：サービス産業動向調査	会計法 ●経済産業省：工業統計調査 ●内閣府：景気ウォッチャー調査 ●厚生労働省：生活衛生関係営業経営実態調査 放送法 ●日本放送協会：全国個人視聴率調査
まとめ	実施要項チェックリスト準拠の浸透度として。 ●公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い ●会計法案件の傾向は変わらない 総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題。但し、調査に特化した ISO20252 への記述は JMRA としては歓迎	チェックリストおよび要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 ●郵送に関する具体的記述が欠ける ●会計法案件は情報開示が消極的であるので、今後の更なる公開を望む ●同一項目に関する評価が案件(省庁)ごとに異なる ●発注者が指導的立場で引き継ぎ監督を	チェックリストおよび要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 ●会計法であっても仕様書構成は公サ法の実施要項に準じた構成を望む定量、定性分析どちらも求められる水準を明確にしてほしい ●正確なコスト計算のため、前回実施状況の積極的な開示を
ガイドライン 変遷	(改正 平成 24 年 4 月 6 日)	同左	同左
チェックリスト 変遷	同左。平成 23 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)	同左	同左
官 の 会 議 へ の 参 加			
官 の 対 応 状 況 など	*平成 24 年 4 月 6 日改正ガイドラインには 2011. 12. 13 の意見交換での JMRA 意見が一部、取り入れられている。 2011. 11 に統計検定開始		

C. 「資格制度検討小委員会」報告

2015 年 5 月

資格制度検討小委員会

第1章 「資格制度検討」小委員会の活動

1.1 目的

2011年に日本統計学会が創設し、以降、継続実施している「統計検定」について、JMRA 会員社の資格取得を推進するため、「統計検定」の理解促進と課題の収集、および多方面への周知広報を行い、JMRA 会員社にとって役に立つ資格制度への改善提言を行うことを活動の目的とした。ここでの統計検定資格とは、主に「統計調査士」「専門統計調査士」を指す。

1.2 活動目標

当委員会では主に以下の項目を活動目標として設定した。

- (1) 「専門統計調査士」資格内容および試験制度全般の検討
- (2) 統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」試験に対応する JMRA 主催の受験対策講座を開催
- (3) 調査員資格制度の検討

1.3 実際の活動

- (1) 「専門統計調査士」資格内容および試験制度全般の検討

統計検定の創設時(2011年)に、JMRAに「統計調査士」「専門統計調査士」資格の制度内容や基準項目検討のために委員の派遣を要請され、それ以降継続して検討委員を派遣し協力してきた。現在は、「専門統計調査士」の検討に絞られているが、今年度も継続参加している。なお、統計検定は、一般財団法人統計質保証推進協会と日本統計学会が連携して、統計検定センターが実施している。

- (2) 統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」試験に対応する JMRA 主催の受験対策講座を開催

2014年11月30日に実施された「統計調査士」「専門統計調査士」の各試験対策として JMRA 主催の講座を9～10月にかけて開催した(5講座)。参加者は当初見込みには達しなかったが、講座参加者の声は概ね好評で、2015年度も継続して実施することが確定している。

- (3) 調査員資格制度の検討

この点に関し具体的な活動はできなかったが、検定対策「統計調査士」「専門統計調査士」試験対策講座の連携協力を目指し、立教大学との協議に着手した。

1.4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

- | | |
|--------------------|------|
| ◎(一社)中央調査社 | 山中博司 |
| ○(株)インテージ | 小須田巖 |
| (株)サーベイリサーチセンター | 岩間伸之 |
| (株)イプソス・ジャパン | 金子順勇 |
| ◎：リーダー ○：サブリーダー | |

第2章 活動成果

2.1 「専門統計調査士」資格内容および試験制度全般の検討

今年度も当小委員会は、統計検定センターの活動に協力して資格制度の設計・検討に参画し活動した。2014年度の統計検定試験は11月30日に実施され、そのスケジュールに合わせて活動した。主な活動は、資格制度全般に関する検討や、調査機関の社員を念頭に置いた「経験評価」の具体的審査等であり、過去3回実施された統計検定の結果を踏まえた討議を実施した。

2.2 統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」試験に対応するJMRA主催の受験対策講座を開催

昨年度、検討に着手したJMRA主催の受験対策講座を9～10月に開催した。7月の具体的準備着手から開催まで短期間ではあったが、各方面の協力を得て無事に開催、一定の成果を得ることができた。具体的な講座名は下記のとおりである。なお、講師は当委員会の設立時から運営・助言に深くかかわっていただいた島崎哲彦教授（東洋大学大学院）およびJMRA会員社内の実務経験者に引き受けていただいた。

- ・統計学基礎講座
- ・統計学応用講座
- ・データの利活用講座（専門統計調査士対応）
- ・公的統計実務講座（統計調査士対応）
- ・調査実施実務講座（専門統計調査士対応）

2.2.1 各講座の具体的な内容

(1) 統計学基礎講座

- ・日時：2014年9月29日（月）10～17時（受講者数6名）
- ・講師：島崎哲彦（東洋大学大学院）
- ・講義内容：統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶ。具体的には、標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値など。

(2) 統計学応用講座

- ・日時：2014年10月6日（月）10～17時（受講者数6名）
- ・講師：楠本一哲（株式会社サーベイリサーチセンター）
- ・講義内容：データ分析における統計手法の活用を学ぶ。具体的には、検定、相関関係、回帰・多変量解析、指数化など。

(3) データの利活用講座（専門統計調査士対応）

- ・日時：2014年10月10日（金）10～17時（受講者数12名）
- ・講師：芦川勝彦（株式会社東京サーベイリサーチ）
- ・講義内容：専門統計調査士の過去3年間の試験問題を中心に解説。具体的には、データ分析、精度評価、調査データ・分析結果まとめの手法など。

(4) 公的統計実務講座（統計調査士対応）

- ・日時：2014年10月23日（木）10～13時（受講者数15名）

- ・講師：鋤柄卓也（株式会社インテージリサーチ）
- ・講義内容：統計調査士の過去３年間の試験問題を中心に解説。具体的には、公的統計の役割、統計法規、統計調査の基礎的知識、統計調査員の役割など。

(5) 調査実施実務講座（専門統計調査士対応）

- ・日時：2014年10月23日（木）14～17時（受講者数10名）
- ・講師：鋤柄卓也（株式会社インテージリサーチ）
- ・講義内容：専門統計調査士の過去３年間の試験問題を中心に解説。具体的には、調査の企画・運営・実施、調査員指導など。

なおテキストは、(1) (2) は講師著作の JMRA 発行オリジナルテキスト、(3) ～ (5) は「日本統計学会／公式認定：統計調査士・専門統計調査士公式問題集(2011～2013年)」(実務教育出版)を中心に講師著作の補助教材を使用した。

2.2.2 実施した受験対策講座から浮かび上がった課題や改善点

今回の開催した受験対策講座は当小委員会では初の試みであり、関係者間で協議を積み重ねながら準備を進めたが、当初想定できなかった事態も発生している。準備のための時間が不足していた面も否定できない。対策講座および統計検定試験の終了後に、当小委員会メンバーと講師担当者が一堂に会し、課題や改善点を話し合った。その具体的な内容は下記のとおりである。これらの点は、2015年度も継続実施が確定している受験対策講座に可能な限り有効活用することとする。

	問題点	対 策
1	受講者の知識、理解レベルに差があり、講義進行が非効率であった。	各講座が要求する受講者の知識レベルを明示することとした。
2	受講することのメリットがよく理解されていない。	オリジナルテキストが入手できることを強調する。併せて、講義の中で受験テクニックなども可能な限り伝授することとした。
3	テキストを事前配布してはどうか。	受講者からの需要もあり対応を検討することとした。
4	講義の進め方、テキスト内容は改善の余地がある。	テキストは試験の「参照基準」に準拠させる。講義はスライド（PPT）などの活用を検討することとした。
5	開催時期、曜日などはこのままで良いのか？	会場の施錠や警備に関する問題が発生する可能性もあるので慎重に検討することとした。

	問題点	対 策
6	2013 年と 2014 年を比較すると、統計調査士、専門統計調査士ともに JMRA を通じての受験が大きく減少している。今後とも増加する見込みもないと思われるので、講座を外部に公開し受講者数を増やす方策を考えるべきではないか。	外部機関との連携を具体的に検討することとした。この点については後述する。

2.2.3 受講者へのアンケート結果の概要

「統計調査士」「専門統計調査士」の両試験の合否が判明した時点で、受験対策講座の受講者にアンケートへの協力を依頼した。受講者の率直な意見や感想を聞き、2015 年度講座の質を高めることを目的としている。回答内容は当小委員会の内部資料扱いであるが、概要をここで紹介する。

まず、講座が役立ったかどうかについては、受験科目の合格者は「役立った」とし、不合格者は「(あまり)役に立たなかった」との回答傾向が出ている。やはり、満足度や評価は、合否結果との相関が強いと言える。講座の参加費(受講料)は「全額会社(所属先)負担」が多いものの、「全額個人負担」「一部個人負担」も散見される。自己負担した人は「(参加費は)やや高い」と感じているようである。また参加しやすい講座の開催時間帯は「平日の夜」が多かった。最後に、講座に対する感想や要望を自由記述として求めたところ、次のような意見が寄せられた。

- ・実務力の向上には寄与しないが、資格試験を受験するには大変役立つ内容だった(統計調査士、専門統計調査士…ともに合格)
- ・もう少し試験に近いタイミングで実施してほしい(統計調査士…不合格、専門統計調査士…合格)
- ・「データの利活用」に関し、過去問だけでなく、もっと実践寄りの話が聞けるのかと思った(統計調査士、専門統計調査士…ともに不合格)

2.3 統計検定の受験者・合格者と JMRA 会員社の受験者の動向

統計検定の 2011 年度から 2014 年度までの 4 年間の受験者数と合格率、および JMRA 会員社における受験者数の推移を検討した。

2.3.1 統計検定の受験者・合格者・認定者の推移

2011 年から 2014 年までの受験者数・合格者数と認定者数は以下のとおりである。

表2-3-1 統計検定の受験者数・合格者数・資格認定者数

統計検定の種別	年度	受験者数	合格者数	合格率	資格認定	認定率
統計調査士	2011	286	167	58.4%		
	2012	302	149	49.3%		
	2013	403	170	42.2%		
	2014	410	156	38.0%		
専門統計調査士	2011	258	206	79.8%	138	67.0%
	2012	205	107	52.2%	107	100.0%
	2013	229	93	40.6%	80	86.0%
	2014	227	88	38.8%	75	85.2%
1 級	2012	158	25	15.8%	*専門統計調査士は、統計調査士も合格して認定される。	
	2013	227	32	14.1%		
	2014	288	38	13.2%		
2 級	2011	346	143	41.3%		
	2012	840	319	38.0%		
	2013	1510	635	42.1%		
	2014	1625	698	43.0%		
3 級	2011	197	125	63.5%		
	2012	658	390	59.3%		
	2013	1217	737	60.6%		
	2014	1011	657	65.0%		
4 級	2011	23	16	69.6%		
	2012	62	43	69.4%		
	2013	195	146	74.9%		
	2014	254	173	68.1%		

出典（統計検定ホームページ）

統計調査士と専門統計調査士のデータをみると、受験者数では、統計調査士は年々増加しているが、ここ 1 年は微増にとどまった。増加の要因は昨年と同様、専門統計調査士のみ合格した者が、専門統計調査士の資格認定のため次年度に再度統計調査士を受験することと、大学生・公務員の受験者の増加である。専門統計調査士は、2011 年度が最大であり、その後減少に転じたが 2014 年度は 2013 年度とほぼ同数であった。

合格率は、2011 年度と 2014 年度を比較してみると、統計調査士(58.4→38.5)、専門統計調査士(79.8→38.8)とともに大幅に低下、両者とも今回が最も低い。特に専門統計調査は半減した。これは試験問題の高難度化が主要因と考えられるが、専門統計調査士において、経験評価で受験できる者の減少も少なからず影響を及ぼしている。専門統計調査士の資格認定率は、初年度の 2011 年度は 67%にとどまっていたが、2012 年度以降は 80%以上で推移している。なお 2012 年度は、専門統計調査士合格者全員が認定されている。

2.3.2 統計検定の JMRA 受験者の推移

JMRA の受験者は、以下のとおりである。検定受験者は、JMRA 事務局を通した一括申請(受験料割引制度)と会社単独申請、個人申請があり、以下のデータは、JMRA 事務局申請数である。

表2-3-2 JMRAを通した受験者数

種別		2011	2012	2013	2014
統計調査士	受験者数	218	196	133	55
	社数	14	14	10	8
専門統計調査士	受験者数	249	161	111	45
	社数	14	11	9	8

表2-3-3 総受験者数と JMRA 会員社受験者数

種別		2011	2012	2013	2014
統計調査士	受験者数	286	302	403	410
	JMRA 受験者数	218	196	133	55
	JMRA の比率	76%	65%	33%	13%
専門統計調査士	受験者数	258	205	229	227
	JMRA 受験者数	249	161	111	55
	JMRA の比率	97%	79%	48%	24%

出典 (JMRA からの団体申込者と単独申込者のデータから算出)

受験者数は、統計調査士・専門統計調査士とも年々減少しており、特に直近1年が著しい。業務上、資格が必要と判断した者および経験評価の加点対象者が資格を取り終えたことが主要因と考えられる。

また、統計調査士・専門統計調査士の受験者全体から見た JMRA 会員社の比率も大幅な減少傾向にある。これは、受験者層の裾野が JMRA 会員社以外の大学生や公務員、一般社会人にも広がりつつあることも示している。

2.4 統計検定に対応する受験対策講座に関する会員社アンケートの結果

JMRA 会員社の受験対策講座の認知状況、および講座への参加状況を「2014 年 JMRA 調査インフラ等に関する実態調査」で質問した。まず、対策講座開催の認知状況は、「知っていた」が 46%、「知らなかった」が 51%と両社は拮抗している。「知っていた」会員社のうち、実際に「参加した」のは 31%である。これを全回答者(社)ベースでみると参加率は約 14%となる。

また同調査では、「講座への非参加理由」と「資格に関する考えや意見」を自由回答で聞いている。「講座への非参加理由」の実際の回答例は、以下のとおりである。

- ・特に必要性を感じなかった。参加費は高くないが、講義時間がほぼ1日なので時間を確保しにくい。
- ・自己学習で十分だと思う。自己学習の意欲がない人を支援してまで取得すべき資格と思わない。
- ・統計に関する教育研修は実施しているが資格取得をさせるまでの必要性がない段階である。

次に「資格に関する考えや意見」の実際の回答例は、以下のとおりである。

- ・実際の活用場面が広がることを期待している。現状では、あまり具体的な効果がみられているわけではない。
- ・「専門統計調査士」は、初回と比べ随分難易度が高くなったと思う。実務家が取得する資格としては、ちょっと難しすぎるのではないか（回答時間も含めて）。
- ・社員のスキルアップのためには有益。ただし、クライアントから有資格者のプロジェクトへの登用が求められたり、この資格を使つての作業が少ないのが現状。
- ・現状では、それほど専門性を望まれる業務は少なく、調査に必要な一般的な統計学で十分。

2.5 統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」受験に向けた他の対策

2.2.2 でも記したが、統計調査士、専門統計調査士の受験者数の低下傾向を鑑み、試験としての「市場」を開拓する趣旨からも他機関との協力や連携は必須である。関係を結ぶことにより、双方にとって講座内容や受験者の質の向上なども見出し得るはずである。そこで、当小委員会では、昨年につき「立教大学社会情報教育研究センター」との関係構築にむけて話し合いを持った。

2.5.1 立教大学社会情報教育研究センターへの訪問

2015 年 4 月、JMRA のメンバー(中山委員長、岩間副委員長、小須田・鋤柄・山中各委員)が立教大学を訪問し、櫻本健経済学部准教授とミーティングを行った。立教大学へは昨年の 2 月にも統計教育支援制度についてヒアリングを行っており、同センターが学生向けに提供しているテキスト(「統計検定 統計調査士試験 対策コンテンツ」)は極めて内容が充実しており、特に「統計調査士」の受験対策教材として非常に有益であることを確認している。当小委員会では、「統計調査士」「専門統計調査士」受験対策講座の質的向上の観点から、

- ・同テキストを JMRA 主催の受験対策講座に使用できないか
- ・JMRA と立教大学との間で協力関係を構築できないか

などについて大学側の意向を確認した。その背景として、同大学では上述のテキストのみならず、統計教育に関するプログラム全般が極めて充実していることも考慮している。この点は当委員会の昨年度報告書(104 ページ)にも詳しく記載されているので適宜参照されたい。

立教大学からは概ね好意的な反応を得られたが、組織が「大学」という性格上、何らかの制限もあるので今後詳細を議論していきたいとの意向が示された。この点は当小委員会でも真摯に受け止め、2015 年度活動の中に組み入れていく予定である。

2.5.2 公益財団法人 統計情報研究開発センター主催「統計実務基礎研修」

統計検定試験向けの講座ではないが、国、都道府県、市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象として、統計の理論と応用、統計の作成と利用方法など国の統計実務に必要な知識及び技術の習得を図る目的で実施されている。毎年 5 月下旬に 1.5 日で実施している。2014 年度も JMRA 会員社から 8 社 28 名が参加した。当小委員会として、

例年、統計検定受験者に推奨している講座である。

2.5.3 2015 年度の「統計調査士」「専門統計調査士」受験対策講座

これまでの記載してきたように、JMRA 主催の「統計調査士」「専門統計調査士」受験対策講座は 2014 年度にスタートしたばかりである。現時点では、2014 年度講座の反省や改善点を踏まえ、より効果的な講座を提供できるよう準備に着手している。